



地下鉄：丸ノ内線、千代田線、日比谷線「霞ヶ関」駅下車  
 出口 B3a、B3b(中央合同庁舎第5号館直通地下通路)、C1

※出口B3bの利用時間は、平日の7時～21時となっています。  
 ※ご来館の際は、身分証(学生証、免許証など)をご持参ください。

問い合わせ先  
 〒100-8916  
 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号中央合同庁舎 第5号館  
 厚生労働省大臣官房厚生科学課 医系技官採用担当  
 TEL 03-3595-2171(直通)

医系技官採用情報ホームページ  
[www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/saiyou/ikei/](http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/saiyou/ikei/)

またはキーワード検索にて

医系技官 採用

医系技官採用担当メールアドレス  
[ikeisaiyo@mhlw.go.jp](mailto:ikeisaiyo@mhlw.go.jp)



保健医療の未来に  
 チャレンジする。



# Working for Public Health

厚生労働省  
**医系技官**

入省案内  
 2023

# 医系技官とは

人々の健康を守るため、医師免許・歯科医師免許を有し、専門知識をもって保健医療に関わる制度づくりの中心となって活躍する技術系行政官のことです。

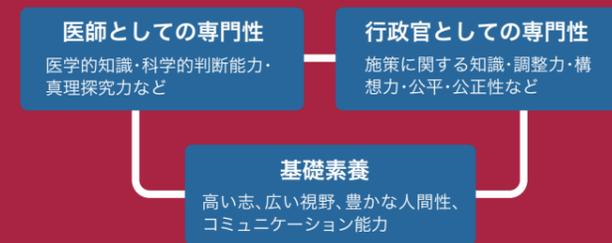
## 政策立案から実施に至るプロセスすべてに関わります

下記は、政策の立案から実施に至るプロセスの一例です。医系技官はすべての過程に関与します。円滑で適切な問題解決ができるように、わかりやすい資料を作成し、関係者と意見交換していくことが大切です。



## 医師としての専門性と行政スキルの両方が必要です

プロジェクトを動かしていく行政官にはマネジメント能力が必要です。同時に、医師の専門性も重要です。公衆衛生のスキルについては仕事をしながら専門性を深めていきます。また、公衆衛生政策を学ぶための留学の機会もあります。



## 医学的な知識や現場感覚はとて役に立ちます

臨床経験による医療的な知識や現場感覚はもちろん、病態を把握し、スタッフと協同し、患者に説明するという問題解決プロセスも、行政での業務に活かすことができます。臨床と行政の問題解決プロセスには、以下のように似ています。

問題解決のプロセスは似ています		
臨床の流れ		行政の流れ
愁訴を聞く、問診する	<b>S</b>	ヒアリングする、要望を受ける
診察・検査をする	<b>O</b>	データを集める、検証する
評価し仮説を立てる インフォームドコンセント	<b>A</b>	解決策を企画立案する 審議会・国会審議など合意形成
治療する	<b>P</b>	政策を施行する

## 次のような思いをもっていたらトライしてみてください！

### 社会のために働きたい

臨床現場と同様、問題点を解決していく仕事です。ただし、対象が大きく、日本国民全体に及びます。社会に貢献する気持ちが重要です。

### 皆で協力するのが楽しい

普段の業務は事務官や多職種の技官と協力しながら行います。また、多くの関係者と、相手の立場を尊重しながら一緒に課題に取り組むことが求められます。

### 粘り強く継続的に取り組みたい

それぞれの課題は利害関係や過去の経緯などがあり複雑です。解決するために、丁寧に粘り強く継続的に取り組むことが必要です。

## Contents

医系技官とは	01	世界で活躍する医系技官	17	伝説の医系技官 ～ 三木 行治 ～	27
医務技監からのメッセージ	02	医系技官が取り組むプロジェクト 2 医療DXの推進	19	具体的なキャリアパス	28
医系技官が取り組むプロジェクト 1 新型コロナウイルスに立ち向かう	03	未来を創造する若手医系技官	21	キャリアサポート	29
現役医系技官の声 1	05	医系技官の1年	23	FAQ よくあるご質問	30
活躍する部署	11	医系技官 主査・課長の1日	24	厚生労働省 組織図	31
現役医系技官の声 2	12	ワークライフバランス	25	採用情報・イベント情報	33
日本各所で活躍する医系技官	15	医系技官のキャリア形成	26		

当パンフレット内の写真は、撮影のため一時的にマスクを外しています。

## 明日の保健医療を、 私たちと一緒に！

厚生労働省 医務技監

福島 靖正

FUKUSHIMA Yasumasa



健康・医療に関わる政策を立案し、遂行していくためには、医学や公衆衛生に関する専門知識を有し、科学的な思考ができる職員が不可欠であり、私を含め、300人を超える医師免許・歯科医師免許を持つ職員が厚生労働省を始め、様々な省庁や関係機関等において大きな役割を果たしています。

### 新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする疾病対策

新型コロナウイルス感染症への対応を始めて既に3年以上が経過しました。現在流行中のオミクロン株と大きく病原性が異なる変異株が出現する等、大きな状況の変化がなければ、令和5年5月に感染症法上の類型を見直すこととなりましたが、類型を見直してもウィルスの性質が変わるわけではありません。国内外の最新の知見を活用しつつ、この病気で健康を害する方を可能な限り少なくすることが求められていることは変わりませんし、保健医療体制もコロナ以前の体制に戻せば済むようなことは決してなく、

引き続き、適切な体制確保が必要となります。

また、一連のコロナ対策を踏まえ、次なるパンデミックに適切に対応できるよう、令和4年の臨時国会で感染症法等が改正され、今後、それに基づいて様々な施策を進めていきます。さらに、令和5年の通常国会では内閣感染症危機管理庁の設置や国立健康危機管理研究機構（執筆時点で仮称）の創設のための法案が審議されることとなっています。

一方、コロナ対策が他の疾患の診療や受療行動に与えた影響も徐々に報告されるようになってきました。コロナ対策の段階的な移行を円滑に進めながら、がん、循環器病、難病を始めとする他疾患への対応を適切に行っていく必要があります。私たちは、多くの関係者とともに、これら課題に粘り強く取り組んでおり、今、まさに厚生労働省の真価が問われていると言えるでしょう。

### 2040年に向けた医療提供体制の整備

我が国の人口構造は、これまでの「高

齢者の急増」から「現役世代の急減」へ、さらには「高齢者も減少」する局面へと大きく変化していきます。こういった将来展望の中で、全ての人々が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進することが重要です。地域包括ケアシステムの構築のためには、医療、介護従事者が快適かつ効率的に働ける環境整備、外来機能を含めた地域の医療提供体制等の見直し（地域医療構想）、ゲノム医療等の新たな技術の研究開発、そして医療DXの強力な推進などの多種多様な施策を有機的に実施する必要があります。そして、社会全体で支えるための地域づくり、ソーシャルキャピタルの醸成の促進も必要です。

これらの他にも、挑戦しがいのある課題が数多くあります。ぜひ私たちの仲間となって、一緒に仕事をしていきましょう。

### 医務技監とは

医療・保健にかかる重要施策を専門的観点から統括する事務次官級のポストとして、平成29年度の組織再編で「医務技監」が新設されました。医療技術の革新の保健医療政策への反映を推進すること、国際保健外交で日本が貢献するための中心的機能を果たすこと、国内の健康危機事案に対し、専門的立場から内閣官房と連携して対応すること等がその役割です。

## 新型コロナウイルスに立ち向かう

新型コロナウイルスのパンデミック発生から、3年が経過しました。求められる対策は、状況に応じて刻々と変化しています。国民の生命・健康を守ると同時に国民生活や社会経済活動への負担を軽減すること、また次なる健康危機への備えなど、医系技官は厚労省や関係省庁において多くの重要な課題に取り組んでいます。

### — 社会を支える医療の仕組み創り

新型コロナウイルスが国内外で確認された初期の段階から、大臣官房審議官、医政局長、そして内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長とコロナ対策を担当してきました。初動時、ウイルス本態がよく分からない中で武漢邦人救援やクルーズ船対応に始まり、全国に波及する感染に対応するための医療体制確保に全力を尽くしてきました。

地球規模で感染は蔓延、わが国も緊急事態宣言など、前例のない大規模な行動制限を伴う社会政策により感染拡大を抑制してきました。やがて各国の対応は感染症対策とともに社会経済をいかに両立させるかに重点が移ります。パンデミック・ウイルスの特徴を適時適切にとらえて、国民の生命・健康とともに国民生活・社会経済活動のダメー

ジを如何に抑えることができるのか。国民の皆さん、そして医療・自治体などの関係者の理解と協力を得つつ、悩みながら、出口への道のりを模索しています。

コロナパンデミックを通じて人々は「社会を支える医療」の尊さとともに、その危うさと抱える課題にも気づき始めています。発熱外来のパンクやコロナ病床の不足など、身近で起きた様々な現象の克服には、かかりつけ医の在り方をはじめ“人々”と“医療”との関係を紡ぎ直す、長く地道な取り組みが求められているのです。

批判されることが少なくない厚生労働行政です。しかし、医療政策は行政の中でも、関係プレイヤーが多く、極めて難易度の高い分野と認識されています。平坦な道りではありません。



内閣官房  
新型コロナウイルス感染症対策等推進室長  
迫井 正深  
SAKOI Masami

だからこそ、厳しさとともに、人々の命を守り社会に貢献するという唯一無二の価値がそこにはある。医師を志した皆さんには共感して戴けるものと確信しています。

### — COVID-19対策と感染症危機管理の強化について

COVID-19のパンデミックも3年が経過し、ワクチン接種の進展や治療薬の普及、オミクロン株への置き換わりによって、対策は変化し、5月には感染症法上の位置づけも5類感染症に変更されます。COVID-19は、危機管理から疾病対策への移行の段階を迎えています。危機はこれからも必ずやってきます。こうした新たな感染症危機への備えとして、昨年12月には感染症法が改正され、今年には厚生労働省に新たに感染症対策部が設置されます。医師としての専門性や現場感覚を生かしつつ、今後の日本の健康危機管理政策の立案・実行に関与できるやりがいを感じる職場です。



健康局  
結核感染症課 課長補佐  
杉原 淳  
SUGIHARA Jun

COVID-19

coronavirus

### — 情報を正しく把握し、わかりやすく伝えることの重要性

今回のコロナ対応では、新型コロナワクチンについての知見が常にアップデートされてきたため、海外の状況も含めてあらゆる情報を把握して、専門家の先生のご意見を伺いながら接種を進めてきました。

また、ワクチンについては安全性・有効性についてわかりやすく説明し、国民の疑問に答えることが必要です。コールセンターやQ&Aサイトでの案内の内容について、医学的に正しいだけでなく、一般の方へのわかりやすさに注意しながら作成しています。

医師としての知識・経験を生かせる、やりがいのある仕事です。



健康局  
予防接種担当参事官室 主査  
瀧 翔哉  
TAKI Shoya

### — データを見て現場を意識しながら施策を立案する

新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供体制に関する業務に携わっています。私の中でも、医療機関が報告してくださっているデータ等を活用した分析を行っていますが、数字だけに拘ってしまうことのないよう、現場のことを意識しながら、そして時に実際に現場の先生にご意見を聞きながら仕事をするよう心がけています。また、第8次医療計画に関する業務も行っているため、新興感染症の感染拡大時における医療提供体制等についても検討を行っており、中長期的な視点も必要となる、非常にやりがいのある仕事だと感じています。



医政局  
地域医療計画課 主査  
谷口 大樹  
TANIGUCHI Taiki

## 外部の専門家の方々

### サイエンスと政策を橋渡する

感染症対策はエビデンスに基づくことが求められます。COVID-19のような未知の新興感染症に対しては、断片的にでも得られた病原体の生物学的知見、疫学的知見、臨床的な知見に加え、過去の経験なども総動員して、新たな感染症を評価し、最も適切な対策を考えなければなりません。一方、科学的エビデンスは、様々な関係者に「翻訳」して伝えられなければ政策には結びつきません。我々専門家の持つ科学的知見を翻訳し、対策に落とし込んで実行していく橋渡しをするのは、医系技官の重要な役割です。



国立感染症研究所  
感染症危機管理研究センター センター長  
齋藤 智也  
SAITO Tomoya

### 医系技官の新型コロナウイルス対策の関わりに期待すること

新型コロナウイルスへの対応では公衆衛生・臨床の現場で様々な課題が生じます。そのなかには構造的な問題のため、制度を作るなどして対応せねばならない課題が多々あります。危機管理対応もあります。また新型コロナウイルス感染症は未曾有の感染症であるため、今までの感染症対応では経験の無いことばかりです。医系技官の皆さんが私達現場の人間から多くの事実を引き出し、議論を行い、国民に資する優れた政策を編み出して実行して下さることに大いに期待しています。



国立研究開発法人国立国際医療研究センター  
国際感染症センター センター長  
大曲 貴夫  
OHMAGARI Norio



医政局

未来の医療提供体制を描く

医政局  
地域医療計画課 課長補佐  
松本 千寿 MATSUMOTO Chizu  
平成26年入省。保険局医療課で診療報酬改定に携わる。その後、障害保健福祉部精神・障害保健課を経て、国立病院機構本部へ出向。令和2年からは千葉市役所へ出向し健康づくりや介護予防施策の担当を経て、令和4年より現職。

道府県が計画を策定するに当たり、国は基本的な方針を定めています。2024年に開始する次期計画の基本方針について、現在国の検討会での議論を進めています。コロナ禍の経験を踏まえ、新たに新興感染症への対応についての内容が追加されるほか、地域医療構想や医師偏在対策など計画の内容は多岐にわたります。中でも2025年に向けて進めている地域医療構想のさらなる推進は重要な課題であり、コロナ禍は医療機関の機能分化と連携の必要性を顕在化させました。これもまた、医師の偏在対策や勤務環境改善と併せて一体的に取り組んでいくことが求められます。

医療は社会の重要なインフラであると同時に、人々の生活の一部に過ぎません。他の分野の施策も含めた広い視野をもって業務に取り組むことを心がけています。

複雑な連立方程式

医政局では医療提供体制、医療従事者の育成、研究開発など医療に関する幅広い施策を所管しています。1つの課で施策が完結することがあまりないため、複数の課のメンバーで議論をする機会が頻繁にあります。約3年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の対応を通じて明らかになったことや、今後迎える大きな人口構造の変化への対応、時代とともに進んでいくデジタル技術等の活用推進など、大きな課題をいくつも抱えながら、それらを同時に取り組まなければならないと思います。行政の仕事は連立方程式を解くようなものだとしばしば例えられますが、非常に多くの未知数と式がなすきわめて複雑な連立方程式に日々対峙しています。なかなか答えが出なくて苦しいこともあります。地道に一步一步進んでいくことの繰り返しもまた行政の醍醐味だと思います。

医療計画の見直し

地域の医療提供を確保するために都道府県が策定する「医療計画」という6年を1期とする計画があります。都

今までの業務や体験

最近では自治体に出向し、関係者にヒアリングをしながらがん患者を対象にウィッグの費用を助成する事業などを新たに立ち上げたことが印象に残っています。同じ役所でも国と地方自治体とは異なるところもありその環境の違いを経験したことも大きな財産となりました。

医系技官の魅力・やりがい

医療に貢献する方法は数多くあっても、国の立場でしかできないことはとても多いです。数年ごとに様々なポストを経験することにより、各分野の知見が深まるだけでなく、複数の分野に関わったからこそその気づきや発見も得られる面白い仕事だと思います。

健康局

国民の健康のため、感染症、がん、難病などの対策、健康づくりも



健康局  
予防接種担当参事官室 室長補佐  
渡邊 周介 WATANABE Shusuke

平成30年入省。医政局総務課で、医療の国際展開、特定機能病院の在り方、外来機能の分化・連携、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における医療提供体制等を担当。その後、国内留学を経て、令和4年より現職。

新型コロナウイルス感染症への対策から健康増進まで

健康局は、感染症、がん、難病など、それぞれの疾病に対する対策に加え、健康づくりなど、国民の健康、公衆衛生に関わる幅広い分野を担当しています。2020年からは、感染症対策、検査業務、予防接種など、新型コロナウイルスへの対応において中心的な役割を果たしてきました。新型コロナが長期化する中で、ウィズ・コロナへの移行や感染症法上の位置づけの見直しな

ど、これまでの方向性とは違った対策が求められるとともに、新型コロナの教訓を生かした政策の見直しも求められています。国民の生活に直結する政策が多く、健康局に期待される役割は大きいと感じています。

新型コロナワクチンの評価と接種計画

現在予防接種担当参事官室で取り組んでいる主要な業務として、新型コロナワクチンの評価を行った上で、どう

いった接種を行うべきかの計画を検討することがあります。未曾有の感染症である新型コロナウイルス感染症に対して、予防接種もまた未曾有の規模で行われてきました。初回接種（1・2回目）、追加接種（3回目、4回目）、そしてオミクロン株対応ワクチンの接種と、これまで接種を重ねてきましたが、新型コロナという感染症が長期化する中、予防接種も長期的視野に立って検討していくことが必要になってきています。感染症やワクチンの有効性、安全性に係る評価に加え、自治体との連携など、考慮すべき要素は多岐に渡ります。ワクチンには稀ではありますが、副反応による健康被害の問題も完全に防ぐことはできません。新型コロナワクチンも含めて、ワクチンについて様々なエビデンスが日々報告される中、副反応も含めて国民に納得して接種をしていただくため、接種の対象者、スケジュールなど、適切な接種のあり方を考えています。

今までの業務や体験

オミクロン株対応ワクチンの接種について検討する際、専門家の先生方と何度も議論を行いました。科学的議論をベースにスピーディーに政策を作り上げていくプロセスに充実感を感じました。

医系技官の魅力・やりがい

様々なステークホルダーと直接議論をすることができ、またそうした議論をもとに国民の生活にダイレクトにつながる政策を作ることがだいご味だと思います。

ワークライフバランス

突発的な業務も多々ありますが、それぞれの課題を担当するチームでできるだけ情報を共有し、少しずつでも休めるようにしています。自身もテレワークを活用し、できるだけ自分の時間を確保するようにしています。

## 老健局

### 地域包括ケアシステムの 実現に向けて

老健局  
老人保健課 課長補佐  
佐野 隆一郎 SANO Ryuichiro

平成31年入省。医政局医事課で専門研修・臨床研修・国家試験・医師需給などを担当。医師養成にかかる課題への対応や医師の偏在対策に関する施策立案を経験。その後、令和3年より現職。



老人保健課では、主に介護保険の介護報酬に関する業務を行っています。具体的な担当としては、介護保険の中でも、介護老人保健施設や介護医療院といった医師が常勤で配置される施設や、通所・訪問リハビリテーションなど、医療の要素が比較的強いサービスを担当しています。高齢者数がピークを迎えると予測される2040年頃に向けて、介護施設における医療ニーズへの対応力の強化は喫緊の課題となっています。

医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現するための取組の一環として、それぞれの介護

施設の役割を踏まえつつ、施設の機能の強化に向け、介護報酬と制度の両面から施策の検討を行っています。

#### 今までの業務や体験

医政局時代には、ちょうど医師の研修にかかる各制度を見直す時期であったこともあり、多くの報告書のとりまとめに携わりました。自らが事務局としてとりまとめた報告書に基づき、法律や制度の見直しが行われ、現場が変わっていく経験をできるのは、医系技官の醍醐味の一つです。

#### ワークライフバランス

朝の出勤は遅めなので、毎朝、子供を保育園に預けてから出勤することができています。



保険局  
医療課 課長補佐  
望月 七生 MOCHIZUKI Nanao

平成29年入省。大臣官房国際課でWHOとの窓口を担当。平成31年より環境省大臣官房環境保健部環境安全課で熱中症対策等を担当した後、令和3年より現職。

## 保険局

### 診療報酬改定に向けて

#### 今までの業務や体験

環境省では、熱中症対策の担当として熱中症警戒アラートの立ち上げに携わりました。省内や気象庁の方々、専門家の先生方とともに新しい制度を作り上げる過程は、とてもやりがいがありました。異なるバックグラウンドの方々と一緒に仕事ができるのは、医系技官ならではの楽しさのひとつだと思います。

#### ワークライフバランス

忙しい時期であっても、早く帰る日を作るなど、できるだけメリハリをつけて仕事をするように心がけています。

保険局医療課では、診療報酬について、2年に1回行われる改定に向けた検討・調整や、改定後の問い合わせへの対応等を行っています。

診療報酬は医療政策における重要なツールのひとつですので、改定の際には、限られた財源をどのように配分し必要な施策を進めるべきかを、様々な関係者との議論を通じて検討が行われます。例えば令和4年度診療報酬改定では、新型コロナウイルス感染症の流

行を踏また医療提供体制に係る課題や、不妊治療の保険適用等に対応する必要がありました。

改定に向けた作業において、医系技官は、医療現場の方々からのお話や医療機関からのデータ等を総合して、課題と対応を考えています。

## 歯科保健課

### 歯科口腔保健の 推進に向けて

医政局  
歯科保健課 歯科口腔保健推進室 主査  
山路 正登 YAMAJI Masato

令和4年入省。医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室で歯科口腔保健施策に携わり担当。令和4年より現職。



歯や口腔の健康は、健康で質の高い生活を送るために非常に重要な役割を果たしています。また、歯や口腔の健康に関する課題として健康格差や地域格差などが挙げられています。このような課題に対応していくために、厚生労働省では、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」という歯と口腔の健康づくりに関する目標及び計画を策定しています。また、目標や計画を策定するためには、現状を把握することが

非常に重要です。そのため、歯科口腔保健に関する公的統計等も実施しています。他にも、自治体等を対象とした歯科口腔保健事業等の実施を通じて、

歯科口腔保健のさらなる推進に向けた取り組みを進めています。

#### 今までの業務や体験

自治体の歯科保健担当者の勉強会に参加する機会がありました。その際、自治体によって歯科口腔保健に関する取り組みは様々で、自治体が歯科口腔保健の推進に関して積極的に進めていくことの重要性を実感しました。

#### ワークライフバランス

マンスリー休暇等を活用しながら、定期的にリフレッシュしながら業務に取り組むことができます。また、テレワークの導入なども進んでおり働き方も様々です。

## 国際課

### 世界と共に 国際保健課題に挑む



大臣官房  
国際課 課長補佐  
岡田 岳大 OKADA Takeo

平成28年入省。労働基準局労働衛生課にて産業保健政策担当を経て、医政局総務課にて医薬品副作用被害対策を担当。その後、外務省在フィリピン大使館にて国際保健外交を担当、令和3年から大臣官房厚生科学課にて健康危機管理に携わり、令和4年より現職。

感染症の流行や先進国の高齢化など、世界は今、一国では解決が難しい課題を多く抱えており、国際社会の連携が重要視されています。大臣官房国際課は、日本と各国保健当局や世界保健機関 (WHO) などの国際機関との橋渡し役となり、国際保健課題の解決に取り組んでいます。

2023年は日本でG7会議が開催されることになっており、国際課はG7保健大臣会合を担当します。日本が有する

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) や高齢化、健康危機対策等の知見を踏まえ、日本がリーダーシップを発揮しつつ、同志国とともに健康

な世界を作るための取り組みを進めていけるよう、日々挑戦を続けています。

#### 今までの業務や体験

WHO 等の国際会議では、国内の担当部局の見解を踏まえつつ、他の国と交渉を行う事になります。多くのステークホルダーとの調整が必要となり、難しい交渉が続きますが、一つの課題解決に繋がる決定が成された時には、とても大きな達成感を感じます。

#### ワークライフバランス

他国や国際機関と仕事を共にするため、深夜・早朝の会議も多くあります。そんな時には、翌日に「疲労蓄積防止のための早出・遅出勤務」を活用して、生活リズムと体調管理に努めています。

## 医薬・生活衛生局

### 国民ひとりひとりの 毎日の生活をまもる

医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課 課長補佐  
扇屋 りん OGIYA Rin

乳腺外科医としての臨床従事、ハーバード公衆衛生大学院留学を経て、令和元年入省。医政局医事課で医師偏在対策を担当。令和2年より国際食品室長として食品の輸出入に関する総合調整、コロナ本部で水際対策の立案・調整を担当。令和4年より現職。



当部門では、毎日の生活の多様な場面に関する政策を担当しています。

例えば、食の安全、水の安全を確保するための基準づくり、輸入食品の検疫・国内に流通する食品の監視体制の確立。国民生活に密着したサービスを提供している飲食業、旅館・ホテル業などの衛生水準の向上。新たな感染症危機に対応する検疫体制の確保。

トピックは様々ですが、いずれも医系技官として、人への健康影響はどうか？という観点から、対応・調整をしています。

また、厚生労働省の取り組みを伝えるためのリスクコミュニケーションにも力を入れています。

#### 今までの業務や体験

食の安全、水の安全を守るために、多くの省庁・研究者が連携して政策立案し、国民とリスクコミュニケーションをしていることを担当して初めて知りました。当たり前だと思っていた安全の裏側には、多くの方の努力の積み重ねがありました。

#### ワークライフバランス

家族(愛猫も!)との時間を確保するために、日中は集中力を上げて、なるべく効率良く仕事を進めるようにしています。休日は趣味のお菓子作りや絵画を楽しんでいます。

## 安全衛生部

### 労働者の健康と安全を守るために

労働基準局安全衛生部労働衛生課  
主任中央じん肺診査医  
丹藤 昌治 TANTO Masaharu

平成18年入省。厚生労働省では、大臣官房厚生科学課、健康局、保険局等で勤務した他、環境省、島根県、国立国際医療研究センター、国立社会保障・人口問題研究所、AMED等に出向し、幅広く保健医療行政等に携わる。令和4年より現職。



#### 今までの業務や体験

東日本大震災や新型コロナ感染症対応など、危機管理業務が一番印象に残っています。平常業務はもちろん重要ですが、危機管理案件は緊急度も高く、各省庁力を合わせて対応します。国全体から注目され、怖さを感じることもありますが、非常にやりがいがある業務です。

#### ワークライフバランス

というわけで、時には「ワーク」が「ライフ」を圧迫することもあります。人事異動ではこうしたことも配慮され、キャリア全体で見るとバランスが取れた職場だと思っています。

働く人の立場に立って、安心・安全で働きがいのある職場環境づくりを支援することが、労働基準局の使命です。中でも、安全衛生部は働く人の安全と健康を守る部署で、私が勤めている労働衛生課は、産業衛生に関する業務を行っています。近年は、職場のメンタルヘルス対策や仕事と治療の両立支援が注目されており、こうした課題への対応を進めているところです。

私は、粉じんを吸入することによって発症する「じん肺」対策も担当しており、粉じん障害全般を防止するための計画を策定したり、モニターやシャーカステンを使って、個別にじん肺の状態を判別する作業などを行ったりしています。

## 子ども家庭局

### 母子保健情報の 今後のありかたを 検討しています

子ども家庭局  
母子保健課 主査  
加藤 斐菜子 KATO Hinako

令和2年入省。健康局健康課で健康診査、睡眠、飲酒等に携わり担当。その間、新型コロナウイルス感染症対策推進本部の技術総括班や保健班においてHER-SYS等に関わる業務も経験し、令和4年4月より現職。



母子保健課は主に母子保健法や成育基本法に基づいた業務を所管しています。令和4年度から「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」を開催し、10年ぶりの母子健康手帳の大幅見直しや母子保健情報のデジタル化の議論を行っています。妊婦健診や乳幼児健診の結果などの母子保健情報は、従来母子健康手帳に記録されてきました。PHR(Personal Health

Record)の観点から母子保健情報のデジタル化は重要な課題であり、調査研究等を踏まえた現状の把握、課題の整理、課内でのディスカッション、有識者との協議、検討会資料の作成等を経て、初めて検討会が開催され、今後の方針が定められていきます。大きな方向性を見据えながら、一つ一つのプロセスに携わることができ、大変やりがいのある業務です。

#### 今までの業務や体験

入省直後、1度目の緊急事態宣言が発出された頃に新型コロナウイルス感染症対策推進本部で業務を開始し、有事のスピード感や大勢の職員が関わる業務に衝撃を受けました。同時に配属された同期と励ましかった日々も一生忘れられません。

#### ワークライフバランス

周囲には、子育て中の先輩が男女ともいらっしやいます。忙しい業務の中、子育てをされている先輩方の姿は、自分自身のキャリアを考える上で、大変有り難い存在です。

## 障害保健福祉部

### 誰もが安心して 暮らせるように

障害保健福祉部  
企画課 課長補佐  
森 恩 MORI Megumu

令和3年入省。健康局がん・疾病対策課で循環器病対策(脳卒中)を担当。その後、障害保健福祉部精神・障害保健課で精神医療行政、医療観察法医療の体制整備に携わり、精神保健福祉法の改正に向けた議論に関わった。令和4年7月より現職。



企画課は障害福祉施策における総合調整業務を担う課です。障害部の技官としては、身体障害者、知的障害者、難聴児、といった障害のある方々への施策に取り組んでいます。病気とは異なり障害はその人の人生にわたって支援が必要であり、障害者施策は医療より比較的長いスパンで考えることとなります。いかに生きるかという観点から、障害者一人ひとりが望む生き方を選べるように支援のあり方を考えています。目標設定は人それ

ぞれです。地域で、みんなで、どうしたら支えられるのか、障害部全体で取り組んでいます。よりよい医療提供にシステムが必要なように、誰もが安心して暮ら

せるように、障害者施策という切り口からシステムを考えています。

#### 今までの業務や体験

障害福祉行政(特に、精神医療行政)を担当することで、理想の医療を提供するには、医療の質を高めるだけでなく、法律規則、福祉施策、診療報酬、等々様々な要素をいかに活用するかである、と実感をもって再認識しています。

#### ワークライフバランス

マンスリー休暇や時間休を活用し学校行事等に積極的に参加しています。家族との時間を大切にすることで家族のメンタルヘルスも整い、業務にも集中できる好循環が得られると感じます。

## 医系技官の活躍する部署

医系技官は、厚生労働省をはじめとした官公庁や国際機関など、国内外を問わず、幅広い部署において活躍しています。

### 厚生労働省 本省

厚生労働省は、「国民生活の保障・向上」と「経済の発展」をめざし、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進と、働く環境の整備、職業の安定・人材の育成を総合的・一体的に推進しています。また、少子高齢化、男女共同参画、経済構造の変化などに対応し、社会保障政策と労働政策を一体的に推進しています。

医系技官は、組織図(p31)にある通り、厚生労働省のなかでも、保健・医療・福祉・労働に関する部局において、その専門知識を発揮する技術系行政官として、事務系行政官とともに厚生労働行政を担っています。

### 厚生労働省 附属機関

検疫所(海港・空港の検疫業務と輸入食品監視業務を担います。全国に13の検疫所が設置されています)、国立保健医療科学院(保健医療および生活衛生に関する研究および研修を実施しています)、国立感染症研究所(感染症に関する研究および支援を行います)といった研究施設、地方厚生局(厚生労働省の地方支分部局の一つで、医療・健康・福祉などの社会保障施策の実施機関です。全国に7つの局が設置されています)等、厚生労働省の附属機関においても、広く医系技官が活躍しています。

### 他府省庁

#### 内閣官房

新型インフルエンザ対策など

#### 人事院

国家公務員の健康安全対策推進に関する業務など

#### 内閣府

日本の総合的・基本的な科学技術政策の企画立案および総合調整に関する業務(総合科学技術・イノベーション会議)、健康・医療戦略に関する業務など

#### 復興庁

復興に関する国の施策の企画、調整および実施、福島への一元的な窓口や支援など

#### 総務省【消防庁】

救急搬送体制、救急救助に関する業務など

#### 法務省

刑務所、少年院等に収容されている者の保健衛生・医療に関する業務など

#### 外務省

国際保健政策を中心とした国際協力に関する業務など

#### 文部科学省

大学医学部における医学教育、学校保健や健康教育に関する業務など

#### 環境省

有害化学物質等の健康影響の調査・研究や環境安全に関する分野、公害患者の救済・予防等の環境保健、放射線健康管理など

#### 原子力規制庁

原子力災害時の緊急初動対応および原子力災害医療等の体制構築、放射線防護の国際交流・関係機関連携、放射線障害防止に関する斉一化など

#### 防衛省

自衛隊員の健康管理、防衛医学分野の調査研究・国際交流など

### 関係機関・大学

国立病院機構、国立高度専門医療研究センター(国立国際医療研究センター等)、日本医療研究開発機構(AMED)、医薬品医療機器総合機構(PMDA)、国際協力機構、大学(自治医科大学等)などにおいても、医系技官が働いており、日本の健康安全、科学技術政策の向上の一翼を担っています。

### 国際関係機関

大使館(フィリピン、ロシア)・国連政府代表部(在ニューヨーク、在ジュネーブ)や、世界保健機関(WHO)、JICA国際派遣(タイ)、東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)、日本医療研究開発機構(ロンドン)といった機関等で、国際的に医系技官が活躍しています。

## 付属機関 - 検疫所 -

### 国際的な往来を支えつつ 国外の感染症から 日本を守る

COVID-19により『水際対策』が広く浸透しましたが、仕組は140年以上の歴史があり、厚生労働省の機関として支所等を含めた110か所の体制で感染症の侵入等に備えています。ここでは、最多の国際乗降客数、多種多様な航空貨物などといった特徴を踏まえて約200人の職員で人・物への検疫業務全般を行っています。COVID-19関係は、政府の

措置に応じてターミナル毎に運用変更や旅客動線の設定など日々対応していますが、蚊媒介感染症紛れ込み例やサル痘感染者の発見などもあり、COVID-19に限らず感染症対策の重要な機関だと強く実感しています。国際的往来が戻るwith コロナの時代でも実効ある感染症対策を進めます。

成田空港検疫所 所長  
得津 馨 TOKUTSU Kaoru

平成5年入省。平成7年には介護保険制度の創設に携わる。本省の他、自治体(福井県・新潟県)、環境省、防衛省に転出。精神・障害保健課長時代には精神障害者の地域包括ケアを推進。その後、国立病院機構理事などを経て令和4年4月より現職。



#### 今までの業務や体験

介護保険制度の要介護認定の枠組み、医療観察法の指定入院医療機関の整備、防衛省での有事第一線における自衛隊員の救護の枠組みなど、ほぼゼロからのものは特別印象深いです。最近では、140の国立病院でコロナ対応と地域医療を両立させる運営管理もその一つです。

#### ワークライフバランス

管理職なので、職員個々の状況に応じWLBが図れるよう努めています。自身は1.5万歩/日を目標に空港内の職場巡視に励んでいます。

## 他省庁 - 外務省 -

### G7議長年、外交で 世界の健康を導く



外務省  
国際協力局 国際保健戦略官  
江副 聡 EZOE Satoshi

平成14年入省後、医政局、健康局、保険局等、ハーバード大院(行政学・公衆衛生学)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)を経て、WHO等を含む国際保健を担当。国連日本政府代表部参事官を経て令和2年より現職。内閣官房健康・医療戦略室参事官併任。

日本政府は国際保健を外交の柱の一つに位置付け、健康長寿国を築いた日本自身の知見や長年の国際協力の実績などを背景に、G7、G20、WHO総会、国連総会などの場で、すべての人に健康を届ける、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)をはじめ議論を主導してきました。新型コロナ発生後は、ワクチン普及などの国際的な枠組み、「パンデミック条約」交渉やWHO改革に対しても、外交的観点から積極的に

貢献しています。2023年、日本はG7議長国として、コロナ後を見据えた世界の議論を主導することが期待されています。UHCの旗印の下、新型コロナ

の教訓を世界の構造変化に繋げられるか、大きなやりがいを感じる日々です。医学を背景に外交で力を尽くしたい方の参画を心待ちにしています。

#### 今までの業務や体験

国連代表部時代には、国連総会で結核、UHCの二回の首脳会合の取りまとめ役として国連大使を補佐し、総理や大臣のご参加の下、193か国の合意に導きました。故中村哲先生への追悼演説も一生忘れられません。現職では、COVAX ワクチン・サミットと東京栄養サミットの日本開催を担当し、世界の協調と連帯を日本として主導する意義と重要性を肌で感じました。

#### ワークライフバランス

忙しい日々ですが、テレワークを取り入れるなどチームとしてメリハリをつけるようにしています。自転車通勤もいい気分転換です。

他省庁 - 文科省 -

遠い未来を見据えた  
医学教育改革

文部科学省  
医学教育課 企画官  
堀岡 伸彦 HORIOKA Nobuhiko

平成19年入省。平成20年診療報酬改定を担当。東日本大震災の対応や原爆被爆者対策を経て平成25年より山梨県に転出。その後平成28年より令和4年まで医政局医事課、総務課、経済課に在籍し医師の働き方改革、専門医制度のシーリング、新型コロナ対策における病床確保、医療機器確保を担当。令和4年より現職



文部科学省はご存じの通り、教育、研究を担当しています。

大学には自治の原則があり、学問の自由が保証されている一方、医学部や歯学部は国民生活に大きな影響があるため、高等教育の中で特別に「医学教育課」が置かれています。

医学、歯学、薬学などの「モデルコアカリキュラム」を定めたり、現場である大学、大学病院の支援を担当しています。

今年はカリキュラム改定の年なのですが、今回の内容で教育された医師は最低でも8年後に出てくることになるわけで、10年後、20年後の求められる医師の姿を考えながら検討しなければなりません。

今までの業務や体験

医療現場に大きな影響を与える働き方改革は本当にやりがいのある仕事でした。また新型コロナウイルス対策ではダイヤモンドプリンセス号の船内で次々と感染する患者を搬送する仕事は緊張感あふれる日々でした。

未来に必要な医師の姿を考えるためには、医療制度改革の方向性を共有することは必要不可欠のため私のように人事を交流しています。

ワークライフバランス

お世辞にも良いとは言えませんが（笑）妻に負担をかけたつなつかずとか子育てと両立しています。

他省庁 - 消防庁 -

迅速かつ的確な  
病院前救護と  
救急搬送体制の整備

総務省消防庁救急企画室  
救急専門官  
飯田 龍洋 IIDA Tatsuhiko

平成31年入省。大臣官房厚生科学課で災害危機管理や科学研究費、医政局総務課で外来機能の明確化など医療政策を担当し、国立国際医療研究センターへ転出。健康局予防接種室で新型コロナワクチン対応にも携わり、令和4年より現職。



今までの業務や体験

新型コロナウイルスの流行初期には、チャーター便やクルーズ船の現場対応や、厚生労働省対策本部での施策検討に加わりました。引き続き、出向先の国立国際医療研究センターで、新興・再興感染症の新たな研究基盤の整備などに携わり、現場の先生方には大変お世話になりました。

ワークライフバランス

休日は、運動や趣味を楽しみながら心身の健康維持に努めています。また、職場では全国消防本部からの出向者とも親睦を深めています。

消防は市町村が運営主体である自治体組織で、その任務は災害救助から救急業務にまで発展してきました。所管は地方自治を司る総務省で、法制的にも医療の外にある世界ですが、救急車は救急救命士が活躍する場でもあり、医療機関までの搬送という大切な役割を担います。

私の主な業務は、救急隊員が行う観察・処置、資器材の整備、搬送先医療

機関等との連携などに関する制度設計で、医療政策の知識や臨床現場の経験を活かして救急現場や学会の方々とも調整します。また、救急車の適正利用推進、トリアージ体系の整備、心肺停止傷病者の救命率向上へ向けて厚生労働省とも協力するほか、総務省ではマイナンバーカードを活用した救急業務DXにも取り組んでいます。

関係機関 (AMED)

10年、20年後の  
医療研究のあり方を見据えて

日本医療研究開発機構  
疾患基礎研究事業部 部長  
日野原 友佳子 HINOHARA Yukako

平成21年入省。健康局総務課で被爆者援護施策、老健局老人保健課で介護予防、消防庁救急企画室で救急搬送分野に携わる。2年間の英国留学（社会疫学修士、医療情報学修士）や保険局医療課での指導監査業務等を経て、令和4年8月より現職。



日本医療研究開発機構（AMED）では、医療分野における基礎から臨床までの研究開発が円滑に進むよう、研究費の配分を通じて大学や研究機関などの研究を支援しています。担当の疾患基礎研究事業部では、「基礎」「疾患」をキーワードに、幅広い疾患や病態を対象とした研究の支援を行っています。医療分野の研究開発は、数理解析やナ

ノテクノロジーといった他分野での飛躍的な発展もあいまって、年々進歩の加速度を増し、劇的な変化を遂げています。臨床現場に役立つ研究成果を最大限に得るには、行く末にどのような世界を思い描き、目指していけばよいのか。非常に大きな課題に対して取り組む、充実した日々です。

今までの業務や体験

各業務で忘れ難い思い出がありますが、現職では国際共同研究等の話題も多い中、よく思い出するのが留学中の経験です。最大の収穫の一つは「日本に無関心な人からみた日本のイメージ」を得たこと。目からうろこの発言を色々聞く中、多角的視点に立つ大切さを実感しました。

ワークライフバランス

部内だけ見回しても、各人各様の背景や事情があるなとつくづく実感します。それぞれに動きやすい環境づくりを心がけたいと思う日々です。



独立行政法人地域医療機能推進機構 (JCHO) 本部  
医療部長  
井原 正裕 IHARA Masahiro

平成20年入省。健康局で臓器移植法の改正・施行を担当。保険局医療課にて平成24年度診療報酬改定、埼玉県で医療計画の策定、医政局総務課で病床機能報告制度の創設を担当。（独）国立病院機構本部や京都大学医学部附属病院（研究休職）で病院運営に携わる。令和2年医政局再生医療等研究推進室を経て、令和3年9月より現職。

関係機関 (JCHO)

地域で必要とされる  
病院であり続けるために

地域性、規模が大きく異なり、介護施設・訪問看護ステーションの運営や健診も実施している全国に57ある病院グループの本部で勤務し、各病院の運営支援をしています。新型コロナウイルスの感染拡大には当初から病床の確保や医療人材の広域派遣などに一丸となって取り組んでおり、コロナ専用病院の開設にも携わりました。

これまで診療報酬改定や病床機能報告制度など病院の運営に影響を与える

制度改革に関わりましたが、実際に現場で政策の方向性を意識しながら、地域の変化に対応し、良質な医療を提供することはもちろん、経営的にも安定

した病院運営をするのは簡単なことではありません。法人の理念・使命を忘れずに地域に求められる病院であり続けるよう日々取組んでいます。

今までの業務や体験

携わった業務はどれも印象深く、離れた後も制度が患者さんにとって良い形で動いているか、当時考えていた課題が解決したか気になっています。研究休職の制度を利用し京都で生活（もちろん仕事も！）できたのはとてもよい思い出です。

ワークライフバランス

本省を離れると予定も立てやすく、子どもとお風呂に入る時間が楽しみです。好きなスポーツ観戦（NFL、ロードレース、ヨーロッパサッカーなど）の時間も作っています。

## 国内各所で活躍する 医系技官

医系技官の活躍する場は、霞ヶ関の中だけとは限りません。  
全国各地で、国と地方地域の厚生医療の連携のための重要な  
役割を果たすべく、日々奮闘しています。

### 官学民一体となった 都市圏での医療再編の実現に向けて

## HIROSHIMA

広島県では、「すべての県民が、質の高い医療・介護サービスを受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けること」を目指しています。

その達成のためには、医療提供体制の確保は欠かすことのできない重要なパーツです。将来に向け、医療専門職の確保・育成・循環の仕組みづくりと、広島都市圏における医療機関の再編による医療資源の集約化に、これまでの知識と経験を最大限に活かしながら取り組んでいます。



広島県健康福祉局 局長  
木下 栄作  
KISHITA Eisaku

### DMATを通じて 日本の災害の現在と未来を支える

## OSAKA

DMAT事務局は、発災時には全国のDMATの司令塔的機能を担うとともに、平時は厚生労働省と今後の災害医療のあり方等について日々協議を行う役割を担っています。

私は、主に中国・四国地方を担当として各種研修、訓練の調整ならびに新型コロナ対応として自治体へ支援なども行っており、実災害時には現地派遣も想定されているため、日々準備し備えております。また、新興感染症対策として、新たな研修の企画立案などにも関わり、さらなる発展に努めています。



国立病院機構本部DMAT事務局  
新興感染症対策課 課長  
小谷 聡司  
KOTANI Satoshi

### 「清流の国ぎふ」で健康・福祉を担う

## GIFU

美しい水と豊かな自然に囲まれた「清流の国ぎふ」で、医療や公衆衛生分野に加え、国では経験することが少ない高齢者や障がい者の福祉、生活困窮者対策、水道、生活衛生などを担当しています。また、新型コロナについては、病床の確保や、保健所の体制強化など、次々と発生する課題に、県職員と知恵を絞りながら議論を重ね、関係者と調整を行いつつ取り組むとともに、日々のメディア対応を担っています。



岐阜県健康福祉部 部長  
堀 裕行  
HORI Hiroyuki

### 地域を総合的にマネジメントする 県行政の実践

## NAGANO

県では歯科口腔保健に加えて、食育やフレイル予防など総合的な健康づくりを担当しています。厚労省で携わった自治体の事業を実践する立場となり、当時の経験や人脈を生かして仕事をしています。県行政の魅力は、市町村など様々な関係者に直接相談し、地域に根ざした政策を決定できることです。地域マネジメント能力を磨いています。



長野県健康福祉部健康増進課  
歯科口腔保健推進医監  
田上 真理子  
TANOUE Mariko

### ねぶた祭り 今年はどうする？ ～正解がない業務～

## AOMORI

青森県民のソウルイベント「ねぶた祭り」を開催するかどうか。

新型コロナの新規陽性者数のみならず、自殺者数や県内経済指標等も考慮し、知事と何度も議論を重ねて、2022年夏は3年ぶりに開催することができました。その結果、100万人以上の方の“笑顔”に触れることができました。

医系技官の業務には、正解がありません。悩み葛藤しながら、医療と現実社会を繋ぐ存在として、今日も120万青森県民のために力を尽くしています。



青森県健康福祉部 部長  
永田 翔  
NAGATA Shou

### 地域の声を 地域医療に反映する

## CHIBA

千葉市医療政策課では地域医療体制全般を所管しており、地域の医療機関等とコミュニケーションをとり、各種制度が地域の実情に応じてうまく運用できるよう、頭を悩ませています。また、市の診療所・保健所の大規模改修を進める責任者となるなど、所掌が広く厚生労働省ではあまり経験できない業務も経験することができ、その分知識の習得には苦勞しますが、優秀な課員に支えられつつ、日々勉強の毎日です。



千葉市保健福祉局  
医療衛生部医療政策課 課長  
饒波 正平  
NOHA Shohei

# 世界で活躍する 医系技官

医系技官は、国内のみならず、海外で国際保健のために働く機会もあります。また、海外の大学院等で学ぶ機会もあります。日本のためだけでなく、人類全体の公衆衛生のため、幅広い視点で活躍することが期待されています。



## フィリピンの人々を健康危機から守るために

## WHO - Manila



フィリピンは日本に似ていて、台風や地震等の多くの自然災害に見舞われ、加えて、デング熱やコレラ等の感染症も発生するので、健康危機への備えと対応の強化は重要な課題です。私はWHO健康危機担当のチームリーダーとして、サーベイランスやラボの強化のために人材育成や助言をし、実際に健康危機が起きた時には、リスクを評価して保健省とともに迅速に対応します。また、管理職として人事や予算の業務にも従事しており、厚労省で培った経験を活用しています。



世界保健機関 (WHO)  
フィリピンカントリーオフィス  
健康危機担当 テクニカルオフィサー

関谷 悠以 SEKITANI Yui

## ハーバード大学公衆衛生大学院への社会人留学

## Harvard University - Boston



社会に出てから様々な課題に直面し、学び直したいと思う方は多いのではないのでしょうか。私はパンデミックにおける保健所長として、厚労省の新型コロナワクチンの企画担当者として必要性を痛感した、溢れ出るエビデンスを迅速的確に把握するスキル、疫学研究の企画立案のスキルを身につけるために、政府の留学制度を活用して米国留学の機会を得ました。各国から集ったパワフルな留学生との熱い議論に刺激を受けながら日々学んでいます。



人事院長期在外研究員  
(ハーバード大学公衆衛生大学院)

九十九 悠太 TSUKUMO Yuta

## イギリス留学2年目の今感じていること

## King's College London - London



私は昨年バーミンガム大学で公衆衛生学を学び、現在はキングス・カレッジ・ロンドンで医療倫理学・医事法学を学んでいます。厚労省で働く中で感じた問題意識を踏まえ、集中してこれらの関連分野を学ぶ機会を得られたことは幸運です。また、文化的な刺激を日々受けることも、海外に住む意義だと思えます。コミュニケーションのあり方などについての共通点、相違点を見つけることも、大学院での学びとは別種の学びです。



人事院長期在外研究員  
(キングス・カレッジ・ロンドン)

伴 圭吾 BAN Keigo

## 国際保健外交の中心地で

## The Permanent Mission of Japan to the International Organizations - Genève



スイス・ジュネーブは、WHO、グローバルファンド（世界エイズ・結核・マラリア対策基金）、Gaviなどの保健関連の国際機関と各国政府代表部が集まる国際保健外交の中心地です。日本は、2023年のG7議長国であり、国際保健をG7の重要課題の1つと位置付けているため、国際機関及び各国からの注目も高まっています。日々の意見交換・交渉でも、正確に日本政府の考えを伝え、建設的な議論に貢献できるよう務めています。



在ジュネーブ国際機関  
日本政府代表部一等書記官

松村 漢志 MATSUMURA Hiroshi

## ASEANと日本をつなぐ

## Economic Research Institute for ASEAN and East Asia - Jakarta



ERIAは日本が主導して設立したASEANのシンクタンクです。日本にとってASEANは物心共に近い上、経済成長が著しい重要なパートナーであり、そのASEANに対して、研究や政策提言などを通じて、日本とASEANの双方がWin-Winの関係を築いていくためのサポートをしています。



とはいえ、一言でASEANといっても、国によって文化的背景も日本の存在感も異なり、日々、様々な価値観と視点を学んでいるところです。

Director for Healthcare and Long-term Car Policy, ERIA

加藤 拓馬 KATO Takuma

## 外交官として世界の保健課題に取り組む

## Permanent Mission of Japan to the United Nations - New York



一般的には、国際保健の議論はジュネーブで行われている印象が強いかもしれませんが、実は日本が主導するUHCを始めとした保健課題がニューヨークで取り上げられるようになってから20年以上の歴史があります。パンデミック以降の制限を経て、最近は外交官らしく対面交渉等の機会も増えてきました。現在の不安定な世界情勢においても、日本の知見や技術等を背景に、保健外交を通じて国際社会に貢献するべく、各国の外交官や国連機関職員と共に努力しています。



国際連合日本政府代表部  
参事官(ニューヨーク)

喜多 洋輔 KITA Yosuke

## 医系技官が取り組むプロジェクト 2

# 医療DXの推進

クラウド基盤等を活用し、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるよう社会や生活の形を変えていく医療のDX改革が進められています。

### なぜ今、医療DXなのか

我が国においては、世界的にも類をみない早さで高齢化が進行しており、併せて、総人口についても、長期にわたる人口減少過程に入っているところです。

こうした中で、保健・医療・介護の情報について、その利活用を積極的に推進していくことが、国民一人一人の健康寿命を延伸するとともに、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的・効果的な医療等各種サービスの提供を行っていく上で、非常に重要になっています。また、毎年のように各地で自然災害が発生し、さらにこの3年間については、新型コロナウイルス感染症の流行が我が国のあらゆる分野に大きな影響を与えている状況にあっては、安全保障や危機管理の観点からも、こうした情報の利活用の推進を積極的に進めていくことが不可欠です。そのため、厚生労働省ではデータヘルス改革を推進してきました。加え

て、昨年6月に、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬改定DX」の取組を行政と関係業界が一丸となって進めるとともに、医療情報の利活用について法制上の措置等を講ずる。そのため、政府に総理を本部長とし関係閣僚により構成される「医療DX推進本部」を設置することとされ、政府を挙げて施策を推進していく旨が打ち出されました。

厚生労働省では、施策を推進するために厚生労働大臣をチーム長とする「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チームをつくり、施策立案を進めています。

### 医療DXの目指す世界と医系技官の役割

DXとは、Digital Transformation(デ

ジタルトランスフォーメーション)の略称で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変える(Transformする)こととされています。それを踏まえ、医療DXとは、保健・医療・介護の各段階(疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など)において発生する情報やデータに関し、その全体が最適化された基盤を構築し、活用することを通じて、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えていくことと定義しています。その上で、医療DXに関する施策を推進することにより、以下の5点を目指していくこととしています。

- (1) 国民のさらなる健康増進
  - (2) 切れ目なくより質の高い医療等の提供
  - (3) 医療機関等の業務効率化
  - (4) 人材の有効活用
  - (5) 医療等情報の利活用の環境整備
- これらの取組を進めるためには、様々な関係者とコミュニケーションをとりつつ、公衆衛生の知識や医療現場での経験をもつ医系技官が中心になり、他の職種と共同しながら施策立案を進めていくことが重要です。

### — すべての関係者がメリットを実感できる医療DXの推進を目指して

医療DXをスピード感をもって進めていくためには、国民、医療機関、保険者、システムベンダー等それぞれの関係者にとって、その効果が実感でき、利用したくなる仕組みにする必要があります。例えば全国医療情報プラットフォームの創設では、オンライン資格確認等システムを拡充し、電子カルテ情報のみならず、介護情報や検診・予防接種等の自治体が保有する情報など様々な情報の共有を行い、より質の高い医療を効率的に提供することを目指しています。

実際の診療現場等を経験している医系技官だからこそその視点を持ちつつ、多くの医療従事者そして患者さんに効果を感じてもらえる仕組みを構築するべく奮闘しています。働き方改革等が進む中で、健康・医療・介護に関わる従事者が魅力を感じながら働ける環境を整備することは、より質の高い医療・介護の提供を可能にし、国民の健康寿命の延伸にもつながります。将来世代が安心して暮らしていけるようにしていくためには不可欠な取組であるとの思いをもって進めています。



医政局  
特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官  
田中 彰子  
TANAKA Akiko

### — 共通算定モジュール開発等による診療報酬改定DXへの取組

2年に1度の診療報酬改定時の医療機関等の負担軽減のため、医療機関が医療費の計算などに使用できる「共通算定モジュール」の開発・提供により改定に係る作業の効率化を進める「診療報酬改定DX」を担当しています。モジュール開発については、これまで厚生労働大臣をトップとする省内推進チームで開発の方針などを検討してきており、令和5年度から開発作業が始まります。診療報酬改定と共にDXも進めていきます。



保険局  
医療課 課長補佐  
渡邊 洋之助  
WATANABE Hironosuke

### — 予防接種のデジタル化による効率的な事務と効果的な調査の実現

新型コロナウイルス対策の一つとしてワクチンが重要な役割を果たしましたが、接種には紙の接種券や予診票などを配布する必要がありました。これらは本人確認や薬剤アレルギーなどの評価、費用の請求にも用いられるなど、予防接種の仕組みの中で必要なものです。既存の手続きの目的を損ねずに、自治体などの事務がより効率化するよう、予防接種のデジタル化に向けて取り組んでいます。また、これにより、予防接種に関するデータが利用しやすくなり、より効果的な調査にも役立つことを目指しています。



健康局 予防接種担当参事官室  
ワクチン情報分析専門官  
和泉 誠人  
IZUMI Masato

### — 自身の保健医療情報を利活用できる環境整備

国民のみなさん一人ひとりが、ニーズに応じて自身の保健医療情報を閲覧し、利活用できる環境の整備は重要です。厚生労働省では、パーソナル・ヘルス・レコード(PHR)の利活用を推進しており、特定健診や薬剤情報、予防接種歴等の情報を、マイナポータルを通じてワンストップで閲覧できる環境整備や、閲覧可能な情報の拡充、民間PHR事業者を求める基本的指針の策定等、PHRの利活用促進のための環境整備を、関係省庁と連携しつつ進めています。



健康局  
健康課 女性の健康推進室長  
田邊 和孝  
TANABE Kazutaka

### — 介護情報の共有や利活用に向けて

患者・利用者の視点に立てば、医療と介護は制度上の立て付けが違っていても、自身の健康を守るものという意味では変わりなく、さまざまな情報共有が「縦割り」でいい理由にはなりません。介護情報基盤の整備を通じ、医療機関との介護情報の共有や介護事業所同士で情報共有する仕組みを構築し、より質の高い介護・医療を提供することを目指します。



老健局 老人保健課  
介護保険データ分析室長  
福田 亮介  
FUKUDA Ryosuke

### 医療DXの実現により目指す社会

#### 国民のさらなる健康増進

生涯にわたる保健医療データが自分自身で一元的に把握でき、健康増進に寄与

#### 切れ目なくより質の高い医療等の提供

全国の医療機関等で情報を共有することで、切れ目なくより質の高い医療等の提供が可能

#### 医療機関等の業務効率化

医療機関等のデジタル化が促進、業務効率化、効率的な働き方が実現

#### 人材の有効活用

診療報酬改定に関する作業の効率化、医療情報システムに関与する人材の有効活用

#### 医療情報の利活用の環境整備

データの二次利用による創業、治療等の医薬産業やヘルスケア産業の振興

## 未来を創造する 若手医系技官

様々な思いをもって歩み始めた、若手の医系技官たち。  
目の前の課題に情熱を持って取り組み、  
より良い日本を形作るための努力を惜しまない。  
そんなリアルな声を紹介します。



### 知らない世界が次々と見えてくる楽しさ

原子爆弾被爆者に対する援護施策に携わっています。入省しなければ知るよしもなかった世界・課題が沢山あることに気付かされ、それだけでも医系技官になって本当に良かったと感じています。医師としてそれらの課題にどう関わっていくか、難しさの中に堪らない面白さがあります。



健康局  
総務課 主査  
**駒井 清匡** KOMAI Kiyomasa  
学部卒業年 — 平成31年  
入省年 — 令和3年

### 国民の健康と生活、そして未来のために

新型コロナウイルス感染症の流行下で、人々の命を救い、健康を守る医療の確保とともに、社会生活や経済活動を維持することの重要性も認識しました。医系技官は、医師としての専門性を活かし、医療現場のみならず、社会全体のために貢献することができる仕事だと考えています。



内閣官房  
新型コロナウイルス等感染症対策推進室 主査  
**串間 琢郎** KUSHIMA Takuro  
学部卒業年 — 平成30年  
入省年 — 令和2年

### 医師という立場で考える

入省当初はコロナ本部で医療提供体制に関する業務を、次の保険局医療課では診療報酬改定を経験し、今は環境省で訴訟対応等を行っています。課題は何か、その解決策は何か、医師という立場で考える仕事は大きなやりがいを感じる仕事です。是非一度見学にいらしてください。



環境省 大臣官房環境保健部  
環境保健企画管理課  
特殊疾病対策室 主査  
**岡嶋 良典** OKAJIMA Ryosuke  
学部卒業年 — 平成30年  
入省年 — 令和2年

### 医師が行政で働く意味とは

医学知識を活かすこと、医師等の有識者との協議等、行政において求められる医師の役割がありますが、自分自身が、目の前の課題に対して、どう感じるか、どうしたいと思うか、ということも大切にしたいと思っています。



子ども家庭局  
母子保健課 主査  
**加藤 斐菜子** KATO Hinako  
学部卒業年 — 平成30年  
入省年 — 令和2年

### グローバルヘルスの分野での活躍も！

COVID-19により、国際社会において地球規模の保健課題に取り組むことの重要性が高まっています。日本も「グローバルヘルス戦略」を策定し、グローバルヘルスへの貢献を政策目標としています。保健課題の解決に向けた国際的な活動に、一緒に取り組んでみませんか。



大臣官房  
国際課 課長補佐  
**中村 早希** NAKAMURA Saki  
学部卒業年 — 平成27年  
入省年 — 令和3年  
臨床研修後の経験 — 臨床(一般小児科、新生児科)

### 行政の世界を一度のぞいてみませんか

これまで厚労省や内閣官房にてコロナ政策に関わってきましたが、時間をかけて検討を重ねた政策が、すぐさま人々の生活に大きな影響を与えていく、その過程を見ることができました。行政に携わることでしか得られない経験は多くあります。少しでも気になった方は、是非一度ご相談ください。



健康局  
総務課 課長補佐  
**大島 康太** OSHIMA Kota  
学部卒業年 — 平成27年  
入省年 — 令和2年  
臨床研修後の経験 — 臨床(消化器内科)

### 多くの方と接し視野を広げる

臨床の時よりも、様々な分野や立場の方と触れる機会が多く、医療に対する見方が変わったなと感じます。特に、新しい政策を考えたり、既存の政策を見直す機会は多く、各分野の専門家との議論は非常に刺激的です。新しいことを学ぶ機会も多く、是非一度見に来てみてください。



健康局  
がん・疾病対策課 主査  
**溝上 悠介** MIZOKAMI Yusuke  
学部卒業年 — 平成28年  
入省年 — 令和2年  
臨床研修後の経験 — 臨床(心臓血管外科)

### 常に新しいことを学ぶことのできる仕事です

今の部署では主に特定共同指導や共同指導の実施に携わっています。昨年度に携わった歯科診療報酬の新たな算定項目等が実際に算定されている様子を見ることができ、非常に感慨深いものがあります。大変なことも多いですが、日々学ぶ事も多く、良い経験になっていると思います。



保険局  
医療課 主査  
**増田 絵美奈** MASUDA Emina  
学部卒業年 — 平成28年  
入省年 — 令和3年  
臨床研修後の経験 — 大学院(口腔衛生学専攻)

### 医系技官として得られる経験

現在、医療計画や地域医療構想などに携わっており、短期的な課題から中長期的な課題まで、幅の広い施策に関わらせていただいています。行政で何をやっているか、イメージがなかなか湧きづらいのではないかと思いますので、興味がある方はぜひ見学に来てみてください。



医政局  
地域医療計画課 主査  
**谷口 大樹** TANIGUCHI Taiki  
学部卒業年 — 平成31年  
入省年 — 令和3年

### まずは見に来てください！

研修医の時に興味本位で参加した医療政策セミナーで行政の仕事の面白さに触れ、入省を決めました。入省して2年が経過しますが、日々とても楽しく、あの時の決断は間違っていなかったなと思います。百聞は一見に如かずですので、まずは見学にいらしてください。



健康局  
がん・疾病対策課 主査  
**金川 弦暉** KANAGAWA Genki  
学部卒業年 — 平成31年  
入省年 — 令和3年

# 医系技官の1年

医系技官は、国会や予算編成の年間スケジュールを念頭に、同時進行で様々な業務に対応しています。

行政の仕事は、年単位で周期性をもって進みます。担当する仕事をうまく進めるには、国会や予算編成の年間スケジュールを念頭において、一歩先を見通しながら進めることが大切です。自分が担当する施策だけでなく、国全体の動向や時流をうまく捉えることで、施策を大きく前進させられることもあるので、幅広い知識と視野を持つことも大切です。予算関連では、特に科研費などの研究予算をうまく運用することは、医系技官の専門性の発揮が期待されます。



医政局  
総務課 保健医療技術調整官  
矢野 好輝 YANO Yoshiteru

平成24年入省し、保険局医療課で診療報酬改定を担当。その後、環境省、宮崎県庁、米国保健福祉省に外向し、地方行政や国際勤務も経験。本省では、研究開発の推進、検疫所業務管理、障害者福祉などの分野を経験。令和4年7月より現職。

## 4~5月 新たな年度の始まり

人事異動でメンバーが入れ替わり、予算の年度も新しくなる節目の時期です。しかし、国会の方は、1月から始まる通常国会の会期中であり、国会での法案の審議は行政側の年度の節目に関係なく行われるので、新しいメンバーもすぐに担当業務にキャッチアップして、チームで対応していかなければなりません。

## 8~9月 中長期的な施策を落ち着いた検討できる貴重な時期

国会が閉会している時期であり、中長期的な政策課題を落ち着いた検討できる、1年の中でも貴重な時期です。次の年度の予算編成に向けて、厚労省全体の概算要求がとりまとめられ、財務省に提出されます。一方で、夏季休暇をしっかり取り、リフレッシュすることも大切です。

## 12~1月 次年度予算の財務省原案が決まる時期

12月は、次の4月から始まる次年度予算の、いわゆる財務省原案が決まる時期です。厚労省の概算要求の査定が行われ、場合によっては政策の修正を行わなければなりません。また、1月から始まる通常国会に法案を提出する場合は、関係する国会議員への説明などもする時期です。

4  
5月

6  
7月

8  
9月

10  
11月

12  
1月

1  
2月

## 6~7月 通常国会が終わり、国行政の重要な節目となる時期

会期の延長がなければ、通常国会は6月に閉会します。大臣や事務次官はじめ、組織の幹部の人事異動は、通常国会が終わったこの時期に行われるのが通例で、重要な節目となっています。この時期に、次の年度の予算編成の基本方針（骨太の方針）が閣議決定されるため、必要な意見出しをします。

## 10~11月 臨時国会に対応しつつ、施策の形を作る

近年は、この時期に臨時国会が毎年開催され、補正予算や法案の審議が行われるため、忙しくなることも多いです。このような中、並行して研究事業や審議会の運用等をしながら、担当する政策の形を作っていきます。1月から始まる通常国会に法案を提出する場合は、法案提出に向けた作業にも着手します。

## 2~3月 通常国会で予算や法案の審議

通常国会で、3月には翌月4月から始まる次の年度の財務省原案の審議と議決が行われる重要な時期です。また、研究事業などの成果物の確定に向けた調整や経理など、予算年度の締め作業も行います。一方で、1年以上先の次の年度の予算の要求の企画は、早くもこの時期から始まります。

# 医系技官 主査・課長の1日

医系技官の一日は、外部専門家との会議や省内での打ち合わせなど、周りと一緒に進める業務も多いです。色々な方の協力を得て、幅広い業務をこなしていきます。

当課では、がん、脳卒中、心臓病等その他の循環器病、アレルギー疾患などの疾病対策を担当しておりますが、その中でも主にがん対策を担当しております。現在は、法に基づく「がん対策推進基本計画」の6年に1度の見直しを行っております。



健康局  
がん・疾病対策課 主査  
溝上 悠介 MIZOKAMI Yusuke

令和2年入省。新型コロナウイルス感染症対策推進本部で医療物資の確保等に携わり、その後保険局医療課医療指導監査室で保険医療機関への指導監査を担当。令和3年より現職。

がん、脳卒中、心臓病等その他の循環器病、アレルギー疾患など国民の健康や生活へ重大な影響を及ぼす疾病の対策を担当しております。医療の提供はもとより、予防や啓発、相談支援、研究開発の推進などを通じて、患者やその家族等が諸課題を克服できるよう日々努力しています。



健康局  
がん・疾病対策課 課長  
中谷 祐貴子 NAKATANI Yukiko

平成13年入省。米国保健福祉省派遣、世界保健機関（WHO）本部派遣、岡山県保健福祉部長派遣、医薬・生活衛生局血液対策課長などを経て、令和3年11月より現職。内閣参事官（ワクチン接種推進担当）を併任。

- 出勤** コーヒーを飲みながら、メールを確認しつつ、今日1日の予定を確認します。
- 9:30**  がん対策推進基本計画について、審議会でいただいた意見を基に、課内の各チームとミーティングを行い作業を分担します。
- 12:00** お昼は自席でお弁当をとります。お弁当がない日は、課内の同僚とランチに出かけます。
- 13:00** 国立がん研究センターなどのがん対策の専門家の方々とWEB会議を行い、最新の知見を取り入れたり、各分野における課題の解決策について意見交換を行います。
- 18:00**  当課が行う、がん対策推進協議会をはじめ、様々な検討会等に出席し、有識者の方々のご意見をいただきます。いただいたご意見を基に、既存施策の見直しや新規施策の立案を行います。
- 遅くなることもありますが、たまには早く帰宅し、共働きの妻と家事を分担しながら、ゆっくり過ごします。

- 出勤** 新型コロナワクチン接種に関する政府動画の撮影のため、国立感染症研究所（新宿区戸山）に直行。
- 9:30** 脇田所長と撮影クルーとの打合せ後、動画撮影に立ち会い。その後、厚労省に出勤。新型コロナ対策も兼務しているため、課外で各チームとの定例ミーティングに参加。
- 12:00** 外部有識者との打合せや省内の会議が昼に重なることも多いため、自席でとることが多いです。急な案件がない時は、他省庁の友人などと情報交換を兼ねたランチに外出することもあります。
- 13:00** がん登録情報の管理や運営に関する視察のため、国立がんセンター中央病院（中央区築地）に外出。できるだけ現場を訪問し、施設を見たり、担当者との意見交換を通じて、各課題への理解を深めます。
- 18:00**  課が主催する協議会や検討会などに出席します。重要な意見はメモを取り、会議後に追加で情報収集を行い、施策検討の参考にします。
- 保健医療分野の専門家を招いた有志の勉強会に参加。レクチャー後の意見交換も盛り上がり、有意義な一日になりました。



# WORK LIFE BALANCE

## ワークライフバランス

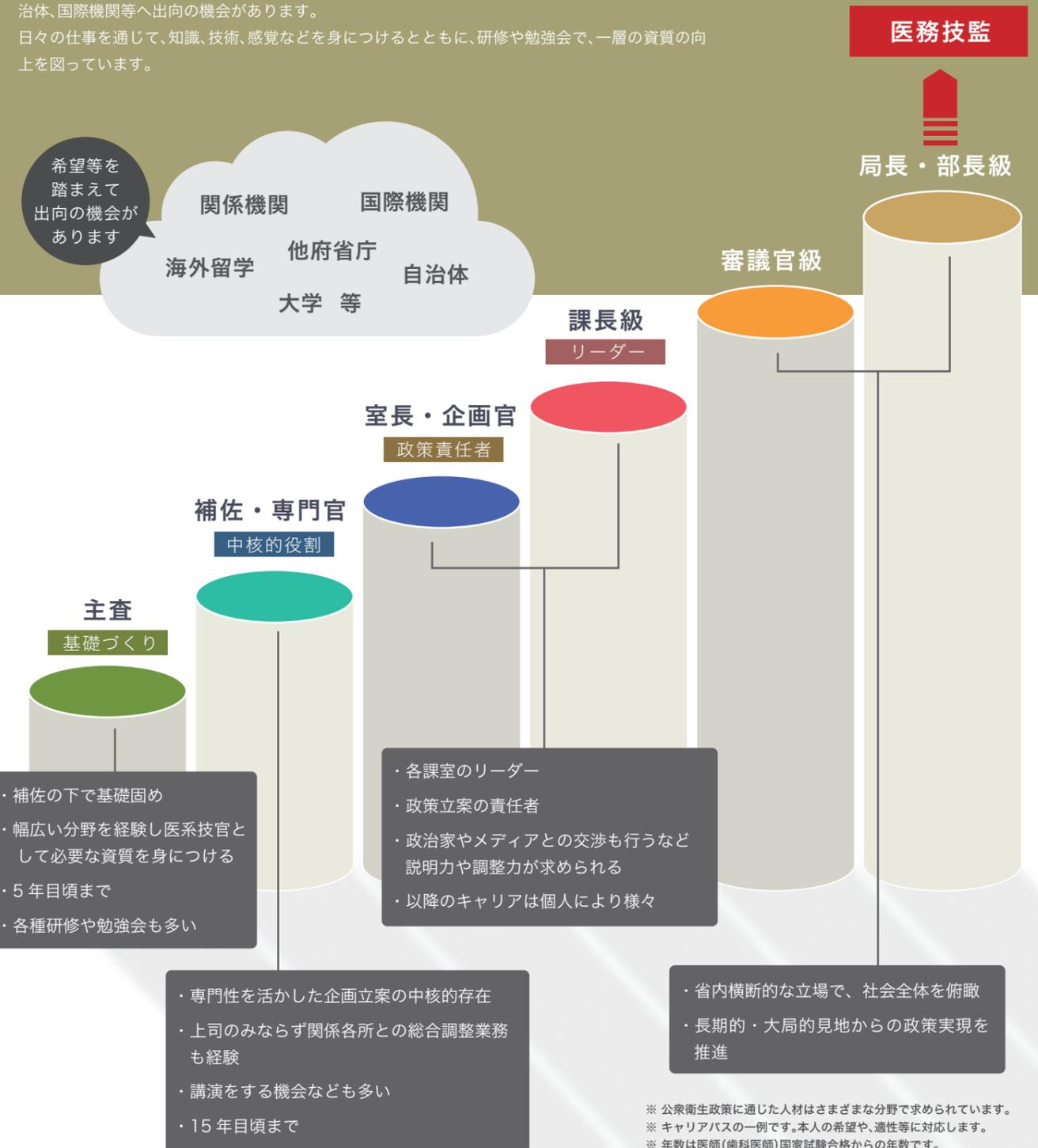
厚生労働省は、全ての職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現が不可欠であるとの認識のもと「厚生労働省における女性の活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定し、課題のある職員の勤務体制やワークライフバランスの推進に取り組んでいます。

フレックスタイム制	早出遅出勤務
定時退庁	テレワーク
年休取得促進	働き方改革
超過勤務の縮減	育児短時間勤務
配偶者出産休暇	育児参加のための休暇
保育時間	育児休業
育児時間	子の看護休暇
介護休暇	介護時間

# CAREER PATH

## 医系技官のキャリア形成

激動する社会情勢のなかで、国民の期待に応える政策を展開するため、医系技官には、鋭い先見性と広い視野、そして豊かな人間性が求められています。若い頃は専門性を活かし行政官として基礎力を高め、その後は本格的に政策企画立案能力を高めていきます。幹部職員になる頃には、大局的な判断力のほか、リーダーシップやマネジメント能力も身につけます。このため、豊富な行政経験を積めるよう、厚生労働省本省のみならず、他府省庁、地方自治体、国際機関等へ出向の機会があります。日々の仕事を通じて、知識、技術、感覚などを身につけるとともに、研修や勉強会で、一層の資質の向上を図っています。



## ワークライフバランスの進んでいる職場

育児休業 | テレワーク | 定時退庁

医系技官になり、仕事に邁進していた折に妊娠がわかりました。上司へ報告をしたところ、おめでとうのお祝いの言葉、妊娠中出産後に利用できる様々な制度に関する案内等があり、妊娠をしても安心して仕事をする事ができました。また、多忙な部署でありましたが、妊娠が進むに連れテレワークやなるべく定時退庁できるよう気遣っていただくといった、上司や周りの先輩方の暖かいサポートにより、大きな問題もなく出産を経験できました。厚生労働省におけるワークライフバランス推進の恩恵を強く感じています。



政策統括官(統計・情報政策担当)付  
参事官付国際分類情報管理室 主査  
種子島 七海  
TANEGASHIMA Nami

## それぞれの環境に合わせた働き方

育児休業(3ヶ月)

第3子が産まれた際に、3ヶ月間の育児休業を取得しました。第1子の時には、現場で忙しくかつ不規則な勤務であったこともあり、なかなか家族との時間を確保できませんでしたが、今回は、とても貴重な時間を過ごすことができました。また、業務に戻ったあとも、始業時刻を遅らせ、朝の家事や送迎等、できる範囲で行えるよう、課内での業務調整をしてもらっています。職員それぞれの環境に合わせた働き方を、という考え方が浸透してきているように感じます。



健康局  
がん・疾病対策課 課長補佐  
原澤 朋史  
HARASAWA Tomofumi

# 伝説の医系技官

## 三木 行治

三木 行治 みき ゆきはる

1903年(明治36年) 現在の岡山市に生まれる。

1929年(昭和4年) 岡山医科大学(現岡山大学医学部)を卒業。

1939年(昭和14年) 厚生省保険院に医系技官として採用。

1951年(昭和26年) 岡山知事選挙立候補のため、厚生省を退職(最終官職：公衆衛生局長)。知事選挙当選(公選2代目、当時48歳)。

1964年(昭和39年) ラモン・マグサイサイ賞を日本人として初めて受賞。知事4期目途中、心筋梗塞で逝去(享年61歳)。



銅像写真：岡山県医師会提供

### 生い立ち

三木行治さんは、1903年(明治36年)に現在の岡山市に生まれました。父親の事業の失敗や両親の他界によって、経済的には厳しい環境で育ちました。しかし、学生時代の三木さんについて、「岡山医大が温泉研究所を設置するにあたり、地元町長と交渉して敷地の提供を受けた」など、調整・交渉の能力に長けていたという逸話がいくつも残っています。その後、臨床医として岡山簡易保険健康相談所で勤務した際には、お金のない患者のためにこっそりと自腹を切って薬を提供することもあったようです。

簡易保険相談所での勤務の傍らで、「法律は大衆を救う」との考えから九州帝国大学法文学部で学びます(1934年卒)。これと並行して、岡山医大細菌学教室で医学博士を取得しました(1937年)。

### 医系技官として

三木さんは1939年に厚生省の保険院簡易保険局に採用され、簡易保険健康相談所の質や数の大幅拡充を実現させました。また、組織改編により通信省所管となった簡易保険健康相談所や他の相談業務を行う組織を保健所に統合することに尽力しました。その結果として保健所の数は800程度まで増え、結核対策を含めた保健衛生分野の相談指導体系が全国で

構築されました。

戦後は、公衆保険局長、公衆衛生局長を務め、保健所法、食品衛生法などの環境衛生関係法令の策定に尽力しました。

### 岡山県知事：三木行治

1951年4月の岡山知事選挙に向けて、地元有志が上京し、本人を説得しました。厚生大臣を含む厚生省側が強く慰留しましたが、地元側の複数回に及ぶ働きかけと三木さんご自身の郷土愛の結果として、知事選に立候補して、当選。民選2代目の知事となりました。当時、48歳でした。

着任後の三木さんは、「産業と教育と衛生の岡山県」、「科学する県政」などの政策を打ち出し、1958年には、おおむね10年で県民所得を倍増する「県勢振興計画」を策定しました。これは池田内閣が「所得倍増計画」策定する2年前のことでした。全国に先駆け策定した「岡山県福祉計画」については、その後の国全体の福祉計画のモデルとして注目を浴びました。また、母子保健活動を中心に活動する愛育委員を全県に普及定着させました。現在も、県内で約1万7千人の愛育委員が、検診の受診勧奨やタバコ対策など幅広い活動を活発に行っています。

水島臨海工業地帯の開発においては、大型タンカーの入港が可能となるよう浚渫工事を進めるとともに、知事のトップセールスにより三菱石油、川崎製鉄

など多くの工場の誘致に成功。農業県から工業県へと、岡山県の産業構造の変革を導きました。

1964年8月には「地域の近代化に誠意とビジョンをもって臨み、農漁業に頼っていた岡山県を、現代日本の奇跡的な工業化のモデル県に変えた」との理由で、アジアのノーベル賞とも呼ばれるラモン・マグサイサイ賞を日本人で初めて受賞しました。これは、三木さんの功績が世界的にも評価されていることの表れと言えます。

岡山県政に精力的に取り組む三木さんのさらなる活躍を県民の多くが期待していましたが、4期目途中の1964年9月21日に急性心筋梗塞により急逝しました。三木さんは生前、アイバンク運動にも取り組み、検眼登録の国内第一号となっていたことから、死後、その角膜は2人の女性に移植されました。

ラモン・マグサイサイ賞の受賞金は全額が岡山県に寄付されており、岡山県ではこの寄付金と県民からの寄付を合わせて、1965年に岡山県三木記念事業基金を設置しました。令和4年度までに55回、231人、153団体を顕彰しています。また、岡山県医師会では、岡山県医師会館のホールを「三木記念ホール」と命名して胸像を設置し、ギャラリーを設けて、三木さんの業績や人柄を後生に伝えています。三木さんは、生涯を通じて「私なき献身」を体現する人でした。

参考文献：「私なき献身 三木行治の生涯」故岡山県知事三木行治顕彰会、「岡山人庫 三木行治の世界一統太郎知事の奮闘記」日本文教出版

## 具体的なキャリアパス

### 医系技官としてのキャリアを振り返って

臨床で一人一人の患者さんと向き合うことも非常に大事ですが、社会全体で病気や患者さんと向き合えないかと考え、厚生省に入省しました。保健医療というものを社会の中でどのように位置づけていくか、様々な部局、自治体、国際機関での仕事を通じ、様々な国、職種の方々の考え方に接して学ぶとともに、人々の健康のためであれば、皆が知恵を絞って、課題を一つずつ解決していくことができることを実感しています。自分の求めている医療を実現させるために、厚生労働省で仕事をしてみませんか。



国立国際医療研究センター  
国際医療協力局長

池田 千絵子 IKEDA Chieko

昭和63年 埼玉県衛生部保健予防課(母子保健等の担当)  
平成5年 大臣官房国際協力室国際協力専門官(二国間協力等)  
平成6年 米国ハーバード大学公衆衛生大学院留学  
平成11年 WHO(世界保健機関)西太平洋地域事務局技術移転課長  
平成12年 UNAIDS(国連合同エイズ計画)アジア地区担当課長  
平成16年 三重県健康福祉部医療政策監  
平成25年 新潟県副知事  
平成28年 大臣官房総括審議官(国際保健担当)  
令和3年 現職

### 平成2年 環境庁自動車公害課時代

入省後、初めての本省勤務は、環境庁自動車公害課でスパイクタイヤ禁止法の政令策定に携わりました。利害関係者の間で厳しい議論の上、ようやく成立した法律の細部を決める政令であったため、各省協議も厳しいものでした。この時代に、複数の立場の住民の声にこたえつつ、法律や役所の理屈をどのように通していくかの基礎を学びました。また、地域に応じた制度と全国統一の制度のメリット、デメリットも実感しました。

### 平成12年 UNAIDSアジア地区担当課長時代

国連の中では比較的日本人の多いWPROから組織全体で日本人は私一人というUNAIDSへの異動だったので、こちらの方が初めての国際機関勤務という印象です。アフリカの課題という扱いだったHIVについて、いかにアジアの、日本の人々の目をHIVに向けさせるか、各国の担当省庁やNGOと議論しました。結果的に2001年の国連HIV特別総会にアジアから多くのハイレベルの参加があったことはいい思い出です。

### 平成18年 文部科学省ライフサイエンス課 先端医学科学研究企画官時代

アカデミア等の優れた基礎研究の成果を如何に医薬品の実用化に結びつける

かが大きな課題となっていた時期でした。研究者の先生方や実用化を進める側の企業の話聞きながら、「死の谷」といわれる基礎研究と応用研究の橋渡しをどのように支援ができるか検討を進めました。最先端の様々な研究に触れることもできました。

### 平成25年 新潟県副知事時代

医師不足が深刻な地域で病院の再編を進めました。非常に長い時間をかけて話し合いが行われ、ほぼ再編が完了した地域と始まったばかりで、なかなか前に進まない地域の両方を経験することができました。また、保健医療関係だけでなく、防災や教育等さらに幅広い方々と交流を深めることができました。地方勤務は、霞ヶ関からだけではない視野をさらに広げるとともに、第2、第3の故郷を作る機会にもなる得がたい経験です。

### 平成27年 国立病院機構理事時代

全国に143病院を抱える国立病院機構は、地域も病院の性格も異なる中で、それぞれの病院がそれぞれ地域のニーズを見極めながら、地域医療の向上に努めるとともに、143病院のネットワークを生かして、医療の質の向上や医

療安全、臨床研究に取り組んでいます。現場に近いところで、医療従事者の方々のお話を伺いながら、病院経営が非常に厳しい時代に病院グループ全体としての運営に頭を悩ませました。

### 平成30年 総括審議官(国際担当)時代

結核に関する大臣級会合に始まり、UHCフォーラム、WHO総会、国連UHCハイレベルミーティング、国連結核ハイレベルミーティング、G20アルゼンチン保健大臣会合、WHO西太平洋地域事務局長選挙、G20大阪サミットと国際会議の準備と対応に走り回りました。文字通りの世界一周を2回ほどすることになりましたが、各国の代表との厳しい議論の中でも、交流を楽しむこともできました。



厚生労働省では、熱意ある方々が臨床の知見を活かしつつ、保健医療政策の専門家としてスキルアップできるよう環境づくりに力を入れています。

### 臨床現場での診療・産業医の兼業について

医系技官として厚生労働省で働きながら、勤務時間外に臨床現場での診療業務や産業医としての兼業(以下「臨床兼業」とまとめます。)を行うことができます。限られた時間とはなりますが、臨床兼業を通じた現場経験が政策の企画・立案に活かされることが期待されています。

一方で、国家公務員は原則兼業禁止となっており、医系技官としての本務が優先されます。そのため、①原則として土日祝日に行う保険診療であること、②所属部署と利害関係のない医療機関で行うものであること、③自己の臨床技術の維持や、専門医資格や認定医等の維持・取得を目的としたものであること等の一定の条件を満たしたもののについて、許可を得た場合に実施することができます。

#### 医系技官の兼業制度について

健康局  
結核感染症課 エイズ対策推進室 室長補佐

長江 翔平 NAGAE Shohei



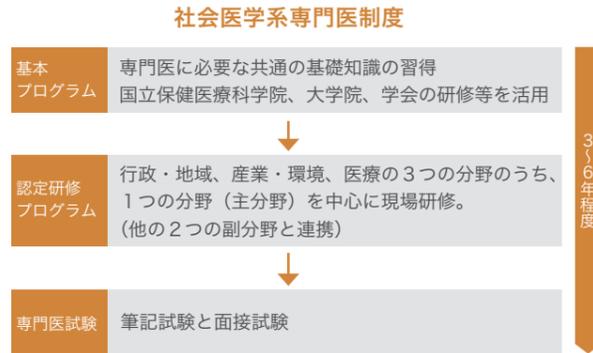
兼業制度を利用して、毎週末に外来診療をしています。新型コロナウイルス感染症流行時には、発熱外来やコロナワクチン接種等の診療に携わること、患者さんやその家族の思いや医療機関の課題などを実際に感じることができました。施策立案にあたり、現場の

状況を踏まえること重要と思っています。医系技官は、実際の臨床現場から離れてしまうイメージがあるかもしれませんが、兼業制度を利用して臨床現場での経験を忘れずに行政の仕事に打ち込めています。

### 社会医学系専門医の取得について

医系技官としての職務経験が社会医学系専門医の研修として認められています。社会医学は、「科学的なエビデンスを創出して社会に適用し、地域・職域や国レベルの集団とシステムに働きかけ、健康な生活・行動様式の推進、安全な環境の保持、医療提供システム等の構築に貢献し、人々の健康の増進」(社会医学系専門医協会)に大きな役割を果たしています。医系技官として、人々の健康増進を目標とし、エビデンスに基づく医療政策を行うことは、まさに社会医学の実践経験を積むことにほかなりません。

厚生労働省は、独自の社会医学系専門医研修プログラムを用意し、多くの社会医学系指導医や専門医が在籍しており、社会医学系専門医の資格を取得したい方を支援する体制を整備しています。



社会医学系専門医協会ホームページをもとに作成

社会医学系専門医制度については、詳しくは一般社団法人社会医学系専門医協会のホームページをご覧ください。

<http://shakai-senmon-i.umin.jp/>

またはキーワード検索にて  
社会医学系専門医協会  検索

### 留学制度について

行政経験を通じて抱いた疑問を解決するため、また、日々の業務の学術的な位置づけを俯瞰的に捉え直すために等、動機・理由は様々ですが、人事院の派遣研修制度を活用した留学が可能です。制度は3つあり、①海外の大学院への留学(長期在外研究員制度)、②諸外国の政府機関への派遣(短期在外研究員制度)、③国内大学院への留学(国内研究員制度)が可能です。

語学審査(海外留学の場合)や研究計画の審査を経て、人事院から派遣決定がなされると、留学先(国・大学・政府機関等)は、自分の問題意識に合わせて自分で選ぶことができます。

これまで医系技官は、①②の制度を活用して、毎年3~4名の医系技官が、米英を中心に諸外国(※)に留学しています。①では、外国大学院で公衆衛生学修士や行政学修士等自身で選んだ学問を学び、また②では、米国保健福祉省や経済協力開発機構(OECD)へ派遣されることで、調査・研究に従事しながら、将来の日本に必要な政策を検討するためのスキルアップを図ることができます。※過去の例では、スイス、香港、スウェーデンへの留学者がいます。

人事院の派遣研修制度については、人事院のホームページをご覧ください。

<https://www.jinji.go.jp/kensyuu/haken.html>

### メンター制度について

メンター制度とは、配属部署における上司とは別に相談役となる先輩医系技官(メンター)が新入医系技官(メンティー)をサポートする制度のことをいいます。メンターはメンティーに定期的に声をかけ、入省後の様子を聞いたり、職場内での悩みや問題解決をサポートし、新入医系技官を支える体制を整えています。

またはキーワード検索にて  
人事院 派遣研修  検索

### Q 応募について、卒後年数や年齢の制限はあるのですか?

現在、免許取得後の経験年数(以下「経験年数」とします。)や年齢による応募制限はありません(但し国家公務員の定年を超える場合は応募できません)。臨床だけでなく、様々な業務経験(行政を含む。)を積んで来られた方も歓迎します。選考にあたっては、年数に応じた能力を個別に判断しています。経験年数が15年を超えて採用される場合には、まず課長補佐で処遇されます。課長補佐として数年の業務経験後、人事評価等に基づき室長以上への昇任可否が決まります。従って、医師免許取得年が同じ方とキャリアが同等とならない可能性がある点をご承知おください。医系技官として多彩な業務経験を経て総合的な力を身につける観点から、早期の入省をおすすめしています。

**P33を参照**

### Q 学生または初期研修医のうちに準備しておくべきことはありますか?

その時々やるべきこと(学業・診療等)に全力を投じてください。医系技官の強みの1つは保健・医療の現場を知っていることです。患者さんの医学的な内容にとどまらず、家に帰った後の生活(社会的環境)や利用されている制度に思いを寄せたり、日々の現場において、事務職を含め他職種の方々がどのような役割を担っているのか、保健・医療をシステム全体で捉えるように心がけていただくとよいと思います。また、機会があれば、随時開催される業務説明会や夏期の職場経験に参加いただき、医系技官の業務内容を具体的に知っていただければ幸いです。

**P01、34を参照**

### Q 職場はどのような雰囲気ですか? 病院との違いはありますか?

技官(医系技官の他、看護系技官、薬系技官等)や事務官(法令や予算などを担当)等が協力して、チームで政策の立案を行います。病院とは働く職種が異なりますが、多職種が連携して業務を行うところは似ています。

**P01を参照**

### Q 業務と子育てを両立することはできますか?

子育てをしながら勤務している職員は多くいます。テレワーク(職場ではなく自宅等から仕事を行うこと)も近年機器が充実してきており、場所・時間を選ばない柔軟な働き方ができるようになってきています。必要に応じて、フレックスタイム制度、育児短時間勤務、育児休業などの両立支援制度を活用できますので、育児をしながらキャリアを継続することができます。

**P25を参照**



「厚生労働省5号館保育室」(愛称:ふくろう)

### Q 医系技官として働きながら診療もできますか?

本務に支障が生じない、本務との利害関係がない等の条件を満たせば、審査を経て、休日に診療業務を行うことができます。臨床現場で得られる経験や知見を、ぜひ行政の場でも活かしてください。

**P29を参照**

### Q 採用試験ではどのような知識が求められますか?

採用試験では、単に知識が問われるのではなく、グループディスカッションや面接を通じて、問題解決に向けた論理的な思考やリーダーシップ、コミュニケーション能力、協調性等の資質が主に問われます。

**P33を参照**

### Q 自分が配属される部署についての希望はありますか? 配属部署はどう決まりますか?

毎年秋頃に今後のキャリア志向、希望部署や家庭状況、転勤の可否などをお聞きします。配属部署の決定においては、本人の希望を考慮した上で、医系技官としての総合的な力を身につけ、その後のキャリアにつながるように、時として希望していない分野も含めて幅広い分野を経験していただけるように決定していきます。

**P15-18、33を参照**

### Q 留学について、どのような選択肢がありますか?

医系技官として必要な知識・経験を習得するために、海外留学の機会があります。毎年3~4名の医系技官が、米国や英国、スイスなどに留学しています。留学先の国や大学は、自分で選ぶことができます。入省後の業務の状況や語学力(TOEFL等)を踏まえた選考があります。

**P17-18、29を参照**

### Q お休みを取ることはできますか?

土日祝日は、基本的にお休みです。加えて、有給休暇、夏期特別休暇等が設定されており、取ることができます。これ以外に、子育てに関連して、産前産後休暇、配偶者出産休暇や子の看護休暇等、介護に関連した介護休暇等も取ることができます。ただし、部署や時期によって、週末に外部との会議や講演が入る場合等があり、土日出勤分の代わりに平日に休んでいただくこと(代休)もあります。

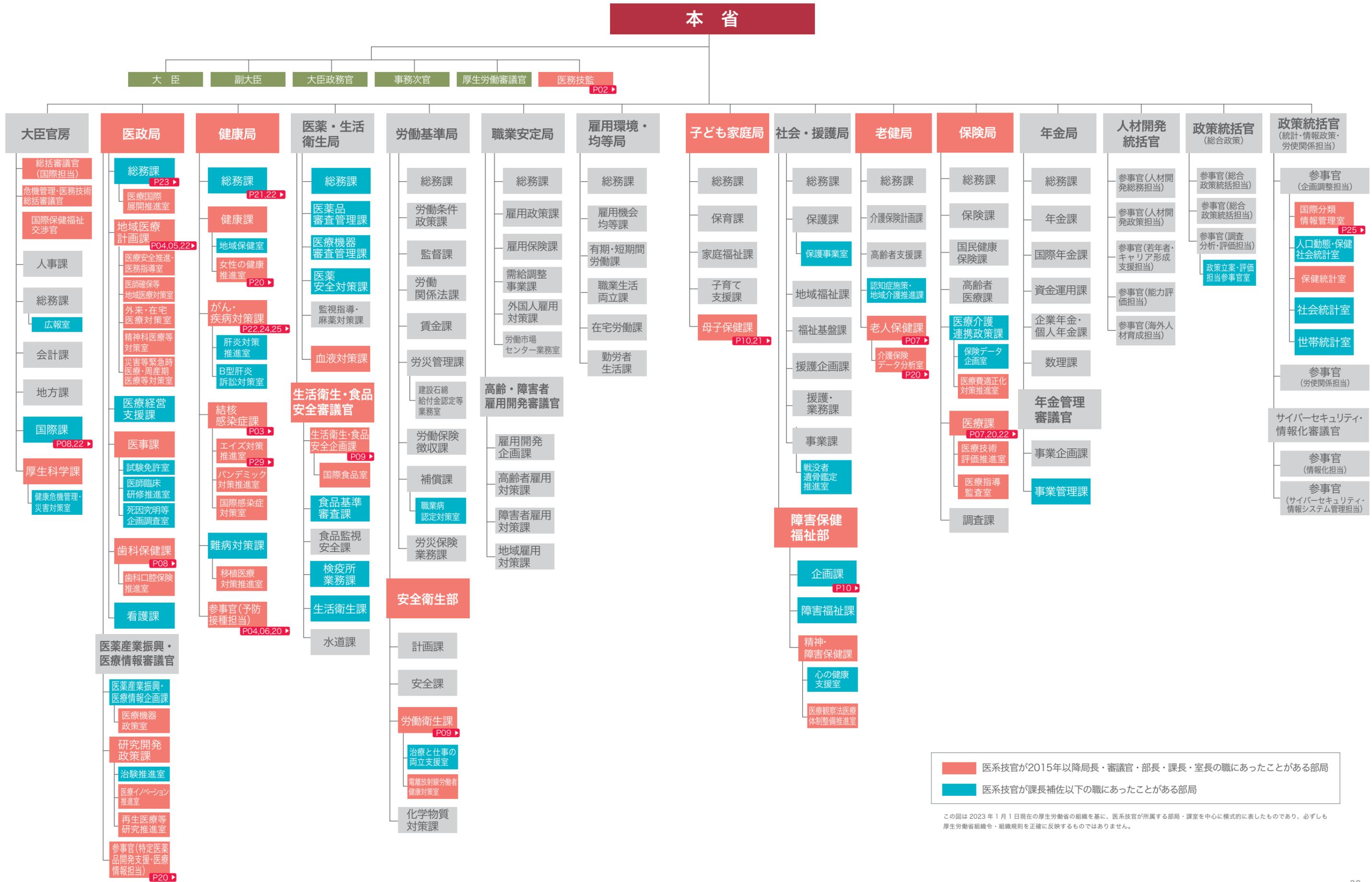
**P5-14、P25を参照**

### Q 社会医学系専門医を取得できますか?

厚生労働省および関連機関において、独自の社会医学系専門医研修プログラムを用意しています。標準研修年限は3~6年とされており、行政実務を通じて、社会医学系専門医・指導医を取得することができます。

**P29を参照**

# 厚生労働省 組織図 (抜粋)



■ 医系技官が2015年以降局長・審議官・部長・課長・室長の職にあったことがある部局  
■ 医系技官が課長補佐以下の職にあったことがある部局

この図は2023年1月1日現在の厚生労働省の組織を基に、医系技官が所属する部局・課室を中心に模式的に表したものであり、必ずしも厚生労働省組織令・組織規則を正確に反映するものではありません。

応募資格

日本国籍を有する医師・歯科医師としています。ただし、平成16年4月以降医師免許を取得した方(歯科医師については平成18年4月以降)については、臨床研修を修了した者(見込みを含む)に限ります。

応募手続き

詳しくはホームページで御確認下さい。「医系技官採用情報ホームページ」(34ページ参照)

1 応募期限

前期試験:令和5年5月25日(木) (消印有効)  
後期試験(予定):令和5年11月4日(土) (消印有効)

医科の後期試験は行わないことがあります。実施の有無は7月頃に発表します。

\* 歯科については、後期試験のみの実施となります。

3 書類提出先(書類は書留郵便で送付してください)  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
厚生労働省大臣官房厚生科学課 医系技官採用担当

選考方法および試験日程

1 選考方法

- 書類審査
- 一次試験(グループディスカッション、面接等)
- 二次試験(面接)
- ※ 面接の参考とするため性格検査を行います。

給与等

「一般職の職員の給与に関する法律」にもとづき、行政職俸給表(一)が適用され、総合職国家公務員採用試験に合格して厚生労働省に採用された行政官と同等に処遇されます。希望者には、公務員宿舎(独身宿舎、世帯宿舎)が用意されます。その他、産前産後休暇、育児休業、育児短時間勤務をはじめ、さまざまな制度があります。

研修等

入省後は、日頃の仕事を通じて、行政官としての知識、技術、感覚などを身につけていくこととなりますが、若手職員による自主的な勉強会や各種研修により、一層の資質の向上を図っています。主査級で入省した者に対する入省後の主な研修として、下表に掲げるものがあります(内容は令和4年度実施のものに基づきます)。

研修名	実施主体	時期・方法	対象	目的
国家公務員合同初任研修	人事院 内閣人事局	年度当初1日程度 (オンライン)	全府省の総合職 新規採用職員	国民全体の奉仕者として必要な倫理感、使命感の自覚を促し、その視点から施策を考えるための見識を養う。
厚生労働省新規採用職員研修(総合職技術系)	厚生労働省	上記研修を含め 年度当初1週間程度 (オンライン)	厚生労働省の 総合職技術系 新規採用職員	厚生労働行政についての基礎的な知識や、行政官として押さえておくべき基本的な素養(服務・倫理、マナー、コミュニケーション、国会業務等の各種業務)を学ぶ。
国家公務員初任行政研修	人事院	1週間通勤 1週間オンライン (5~7月に分かれて実施)	全府省の総合職 新規採用職員	①倫理観、使命感の涵養、②行政ニーズの多様化、国際化等への対応、③セクショナリズムの弊害の排除を基本的な視点として、国民全体の奉仕者としての自覚、国民全体の視点から施策を行うための基礎的素養・見識を養う。

採用試験

前期試験(6月)および後期試験(11月)の年2回実施

2 応募書類

- (1)履歴書
- (2)推薦状2通  
※必ず推薦者自らが添付の様式に記載し、密封したものを提出してください。(自己推薦不可)
- (3)エピソードシート
- (4)医師(歯科医師)免許証の写し  
※A4判に縮小してください。
- (5)小論文

(1)~(3)の様式、(5)の課題、留意点などは、医系技官採用情報ホームページに掲載します。

2 試験日程

[前期日程] ※詳細はホームページをご確認ください。  
書類審査 / 一次試験:令和5年6月下旬 二次試験:令和5年7月上旬  
[後期日程]  
後日公表

入省後の異動

医系技官は、大きく変化する社会情勢の中にあって、鋭い先見性と広い視野、そして豊かな人間性を持つことが求められています。また、各種政策はそれぞれ独立したものではなく、相互に関係性をもっていることが多いことから、幅広い行政経験を積むことで、多角的な視点で政策を捉え、他の関係する政策と連動しながらよりよい企画立案ができるようになります。このため、本人のキャリアについての志向を踏まえつつ、家庭の状況等も考慮しながら、厚生労働省本省のみならず、地方自治体、国際機関等への異動が行われています。標準的には2年ごとの人事異動とされていますが、状況に応じて短くも長くもなります。

最新かつ詳細な情報はホームページで、また公表次第メーリングリストで案内して参りますので、よろしければご登録ください。

医系技官採用情報ホームページ  
www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/saiyou/ikei/  
またはキーワード検索にて  
医系技官 採用 検索



医系技官を知ることができるイベント

..... オンラインイベント .....

業務説明会(医科)

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度からオンラインで医系技官の業務を知っていただく機会として開催しています。医系技官の概要、時代の趨勢に沿ったテーマで医系技官数名によるミニシンポジウム(3つ)、医系技官と参加者数名のスマールグループトーク(話題自由)で構成されていて、セッション単位(40-50分程度)での参加が可能です。単なる政策説明にとどまらず、医系技官が日頃何を感じ、考えて、日々の業務に臨んでいるかを知っていただくことができると思います。また、オンラインの強みを活かして、参加者は日本全国から、プレゼン者も海外派遣中の医系技官も含め世界中から集まってくることから、最後の自由交流時間も含め好評をいただいている企画です。令和4年は春(4月)と秋(10月)に開催しました。



採用個別相談会(医科、歯科)

学部6年生以上の方、医師・歯科医師の方で医系技官採用試験の受験を検討中の方を対象に、業務内容やキャリアパス、処遇等の個別相談を受け付けています。個別相談はTEAMSを用いて、平日日中から夜間のうち1時間程度で、現役の医系技官が1対1でご相談に応じます。

その他オンラインイベントへの出展(医科)

- 社会医学サマーセミナー(全国衛生学公衆衛生学教育協議会主催)
  - 公衆衛生医師合同相談会(PHCC)(全国保健所長会主催)
  - 民間医局レジナビフェア(研修医対象)
- 上記3イベントは幅広く公衆衛生医師確保の観点で開催され、地方自治体勤務、大学の社会医学系教室への進路の話も含まれます。

..... 実地開催イベント .....

厚生労働省半日見学会(医科)

厚生労働省の現場を少しでも肌で感じたい!実際に見てみたい!という方を対象に、短時間ですが厚生労働省の雰囲気や医系技官の動きぶりを感じていただく会として開催しています。医系技官の概要、政策ミニ講演(2つ)、質疑応答、省内見学ツアーで構成され概ね平日の午後3時間です(一部項目はオンライン業務説明会と共通です)。

厚生労働省個別見学(歯科)

職場環境や実際に歯科技官が働く姿を見てみたいという方を対象に、歯科技官が配属されている部署を中心に厚生労働省内をご案内して、業務についてご説明します。

夏の職場経験(医科、令和5年度は歯科も検討中)

医系技官を将来の選択肢として考えている医師・医学生を対象に、大学の夏休み期間(令和4年は7月下旬から9月上旬まで)に月から金の1週間で基本単位として、医系技官のいる部署で過ごしていただきます。期間中は、医系技官に同行したり、業務の補助作業等を行っていただきます。金曜日には1週間を通じて考えたこと等のショートプレゼンをしていただき、参加者同士の質疑応答や医系技官からのコメントを踏まえて、政策への理解を深めていただきます。※これとは別に厚生労働省全体で実施する「インターンシップ」もあります(区別するために名称が別となっています)。こちらは、大学及び大学院の学生が対象で、大学及び大学院を通じての申込みとなります。医系技官がいない部署でも幅広く申し込むことができます。